



川北町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 一部改定

川 北 町



目 次

第 1 章	計画策定の背景と目的	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
1-4	対象範囲	3
第 2 章	川北町の概況	4
2-1	人口の推移と将来予測	4
(1)	将来人口	4
(2)	年齢区分別の将来人口	5
2-2	財政状況	6
(1)	歳入決算額の推移（普通会計決算）	6
(2)	歳出決算額の推移（普通会計決算）	7
第 3 章	公共施設等の現況及び将来の見通し	8
3-1	公共建築物の現況	8
(1)	施設の概要	8
(2)	築年度別の延床面積	9
(3)	耐震化の状況	10
(4)	施設保有量の推移 [2021（令和 3）年度追加]	10
(5)	公共建築物一覧	12
3-2	インフラ施設の現況	16
(1)	道路	16
(2)	橋梁	17
(3)	上水道	18
(4)	下水道	19
3-3	公共施設等の更新費用の将来の見通し [2016（平成 28）年度試算結果]	20
(1)	公共建築物	20
(2)	インフラ施設	22
(3)	公共施設等全体	29

第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	
	に関する基本的な方針	30
4-1	公共施設等の課題	30
	(1) 公共施設等の改修・更新等への対応	30
	(2) 高齢社会や町民ニーズの変化への対応	31
	(3) 逼迫する財政状況への対応	31
4-2	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
	(1) 基本方針	32
	(2) 公共施設等の全体目標に関する方針	34
	(3) 施設の適切な保全・長寿命化	34
	(4) 実情に見合った施設の総量と配置の適正化	37
	(5) 公民連携によるまちづくりの推進	39
4-3	全庁的な取組体制及び情報管理・共有方法	40
	(1) 全庁的な取組体制の構築	40
	(2) 情報の管理・共有化	40
4-4	フォローアップの実施方針	41
4-5	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	42
	(1) 公共建築物の基本方針	42
	(2) インフラ施設の基本方針	44
第5章	個別施設計画等に基づく対策効果額	
	[2021（令和3）年度追加]	47
5-1	過去に行った対策の概要	47
5-2	個別施設計画等の将来更新費	48
5-3	公共施設全体の効果額	52

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

本町では、1980（昭和55）年代から主要な公共建築物やインフラ施設を積極的に整備し、都市機能の充実を図ってきました。しかし、これら整備してきた公共施設等は老朽化が進行しており、大規模な改修や更新時期を迎えようとしていることから、維持管理に係る費用の増加が予想されます。

一方、手厚い福祉政策の充実や1990（平成2）年代後半からの宅地開発により、これまでに急激な人口増加が続いてきましたが、今後は現在の人口が横ばいで推移し、高齢化が進行することが予測されています。このため、高齢化の進行による社会保障費等の増加が見込まれ、財政状況が厳しくなることが見込まれます。

このような背景を受けて、公共施設等を次世代へより良質な資産として引き継ぐために、「川北町公共施設等総合管理計画（以降、「本計画」という。）」を2016（平成28）年度に策定し、本町の公共施設等の現状と課題等を踏まえた維持管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を定めました。本計画の策定後には、公共施設等の長寿命化を推進し、維持管理や更新に係る費用の削減を図るため、個別施設毎の具体的な方向性を示した「川北町公共施設等個別施設計画」をはじめ、学校施設や町営住宅、橋梁等の長寿命化計画を策定・改定し、施設毎に効果的な管理を推進しているところです。

国において、公共施設等総合管理計画については、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であるとの考えを示しており、2021（令和3）年度中に見直しするよう各地方公共団体に要請しています。これを受けて、本町では、個別施設計画や各種長寿命化計画に示す長寿命化の考え方に基づいた将来更新費や管理方針を踏まえて、本計画を一部改定し、公共施設等における適正管理の更なる推進に取り組むこととします。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本町を取り巻く状況や公共施設等の現状と課題等を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を定めるものであり、既に策定されている施設分類毎の個別施設計画（長寿命化計画）の上位に位置づけられます。

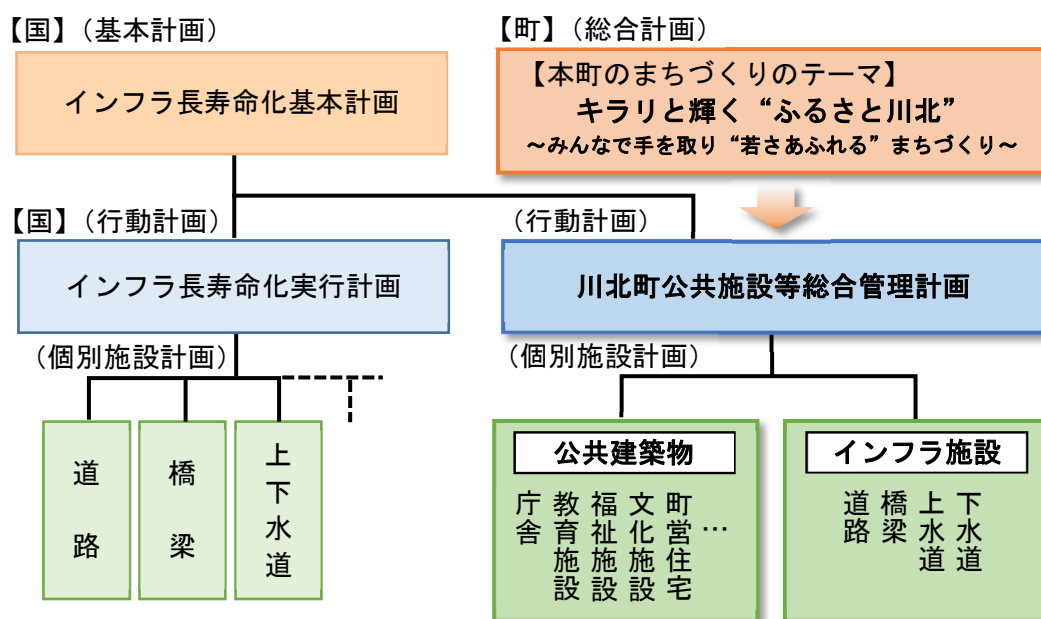


図1-2-1 川北町公共施設等総合管理計画の体系図

1-3 計画期間

公共施設等の耐用年数は数十年と長く、長期的な視点で維持管理していくことが必要不可欠なことから、今後40年間の公共施設等の更新費用を見通しつつ、本計画の期間は2017（平成29）年度から2036（令和18）年度までの20年間とします。なお、上位・関連計画や町の財政状況、社会経済情勢等の変化に合わせても、適宜見直すものとします。



図1-3-1 計画期間

1-4 対象範囲

本計画で対象とする公共施設等は、役場庁舎、学校及び町営住宅など町が保有する建築物（公共建築物、11 類型）と、道路や橋梁、上下水道等の都市生活の基盤となる施設（インフラ施設、4 類型）を対象とします。

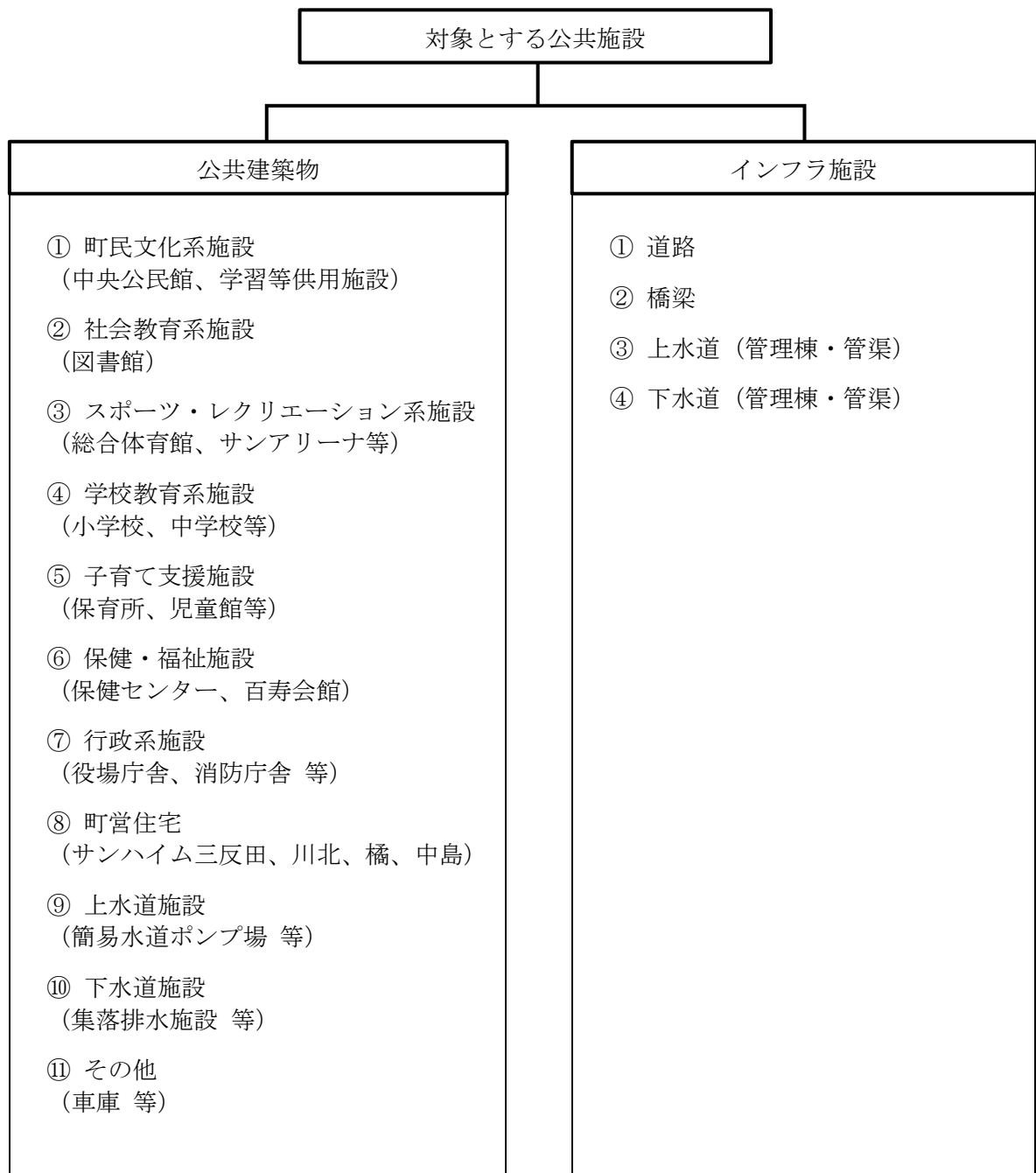


図 1-4-1 対象施設

第2章 川北町の概況

2-1 人口の推移と将来予測

(1) 将来人口

本町の人口は、全国的に少子高齢化が進展するなか1995（平成7）年から急激な人口増加を辿ってきましたが、2020（令和2）年に実施された国勢調査では人口は6,135人となっています。

2016（平成28）年度に策定した「川北町人口ビジョン」による人口の将来展望では、国全体で取り組む出生率の改善に向けた積極的な施策展開を行うとともに、現状の社会移動を維持し、転出の抑制に向けた取り組みを推進することにより、2055（令和37）年まで増加し続ける目標を設定しています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、本町の将来人口は横ばいで推移することが予測されています。

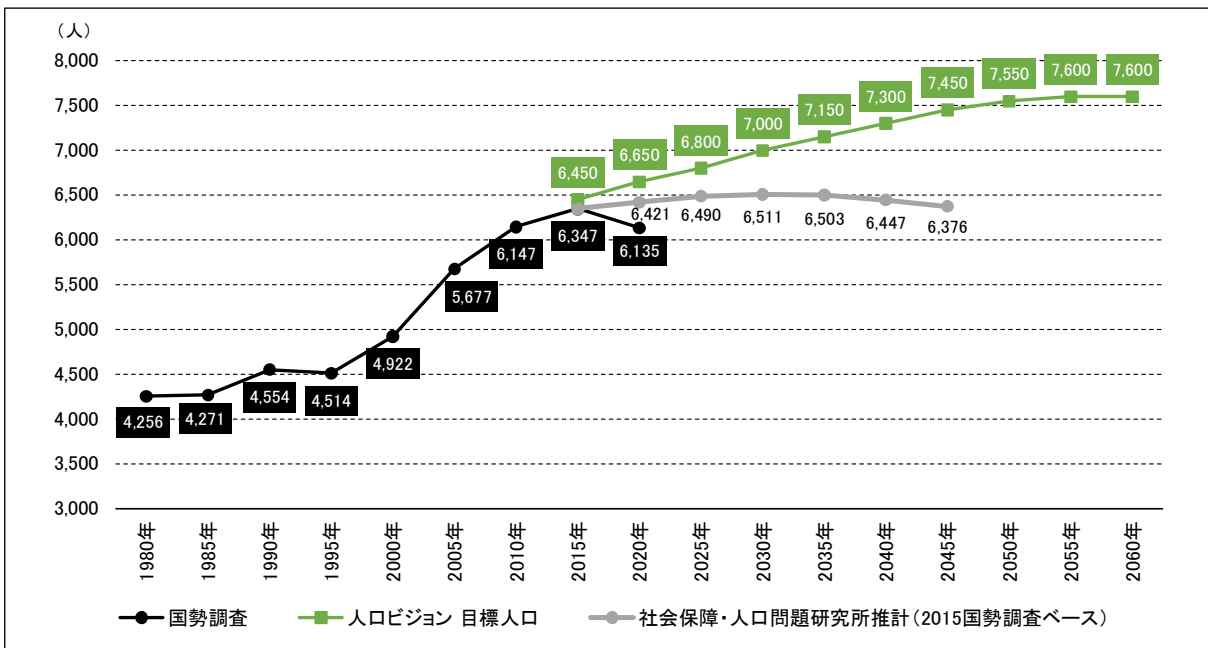


図2-1-1 将来人口の推計

出典：国勢調査、社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）」、川北町人口ビジョン（2016（平成28）年3月策定）

- ・自然動態：国と同様の合計特殊出生率向上を目指した各種施策を展開

※国においては2040（令和22）年に合計特殊出生率が人口置換水準である2.07を目指していますが、全国平均と比べ高い出生率となっている川北町においては、国の目標年次より5年前倒しし、2035（令和17）年に2.07を目指すものとして設定します。

⇒合計特殊出生率 2020（令和2）年：1.8、2035（令和17）年：2.07

- ・社会動態：現在の社会動態の推移（転入超過傾向）を今後も継続

出典：川北町人口ビジョン（2016（平成28）年3月策定）

(2) 年齢区分別の将来人口

「川北町人口ビジョン」による人口の将来展望では、年少人口及び生産年齢人口は横ばい傾向にあります。高齢人口が増加し、2020（令和2）年頃から高齢人口の割合が20%を超えた超高齢社会になると推計されます。

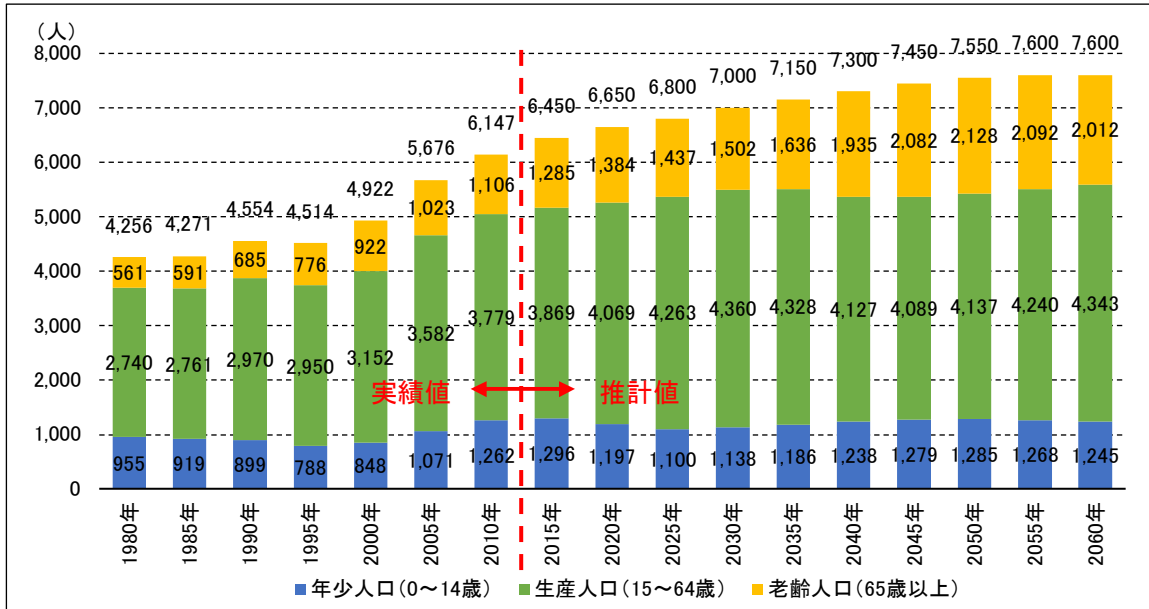


図 2 - 1 - 2 年齢区分別将来人口

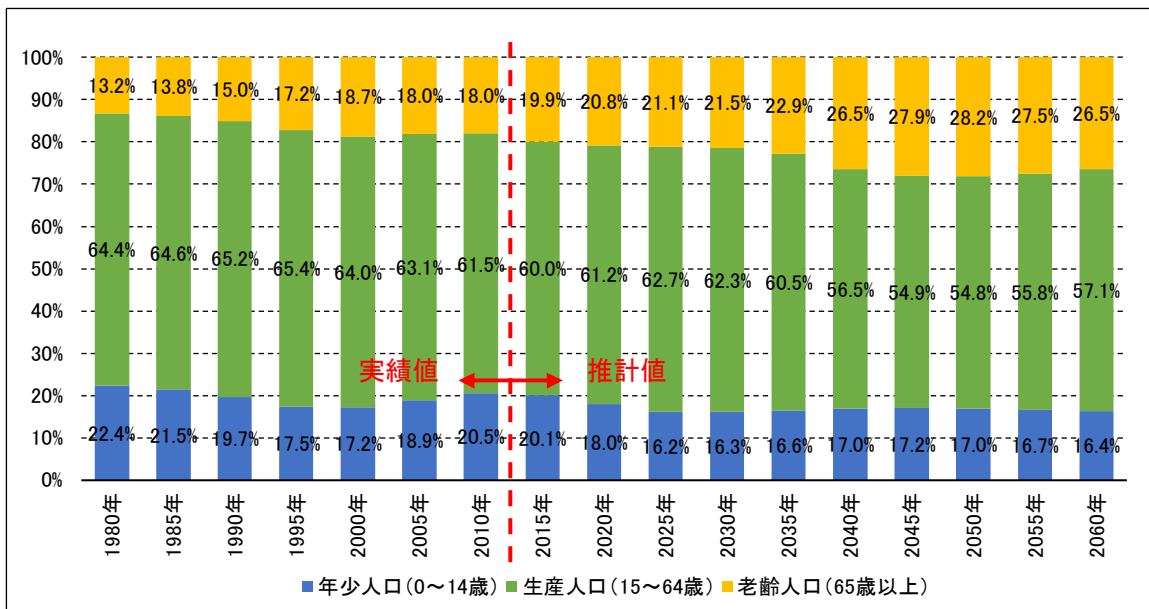


図 2 - 1 - 3 年齢区分別将来人口の割合

出典：川北町人口ビジョン（2016（平成28）年3月策定）

2-2 財政状況

(1) 歳入決算額の推移（普通会計決算）

本町の2020（令和2）年度の歳入決算額は、約47.5億円であり、そのうち一般財源は全体の61.8%を占めています。また、歳入決算額のうち、最も高い割合を占めているのは、「市町村民税」14.0億円で、次に「地方交付税」8.4億円となっています。

2006（平成18）年度からの推移をみると、2010（平成22）年度に歳入決算額のうち「一般財源」が80.8%を占めしており、最も高い割合となっています。

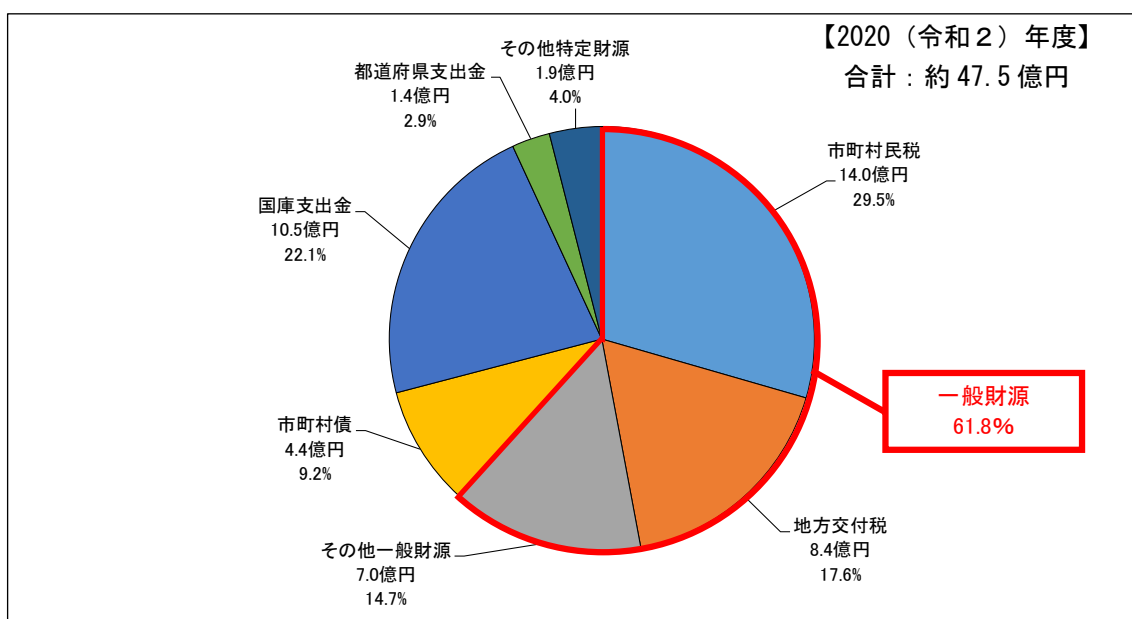


図2-2-1 歳入決算額の内訳

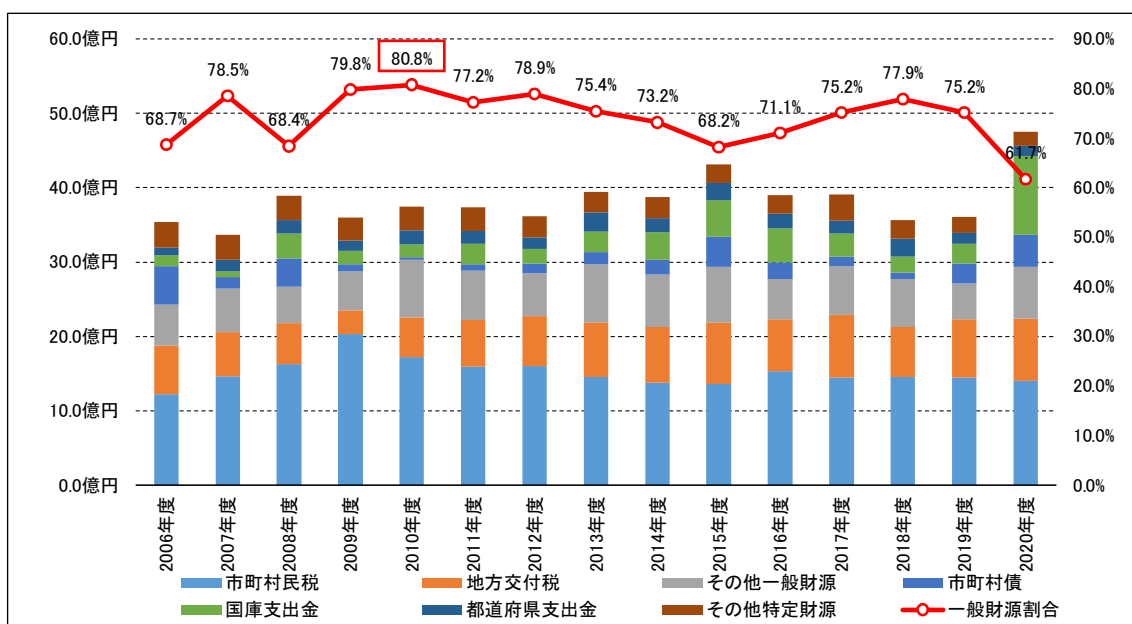


図2-2-2 歳入決算額の推移

※2021（令和3）年3月末現在

(2) 歳出決算額の推移 (普通会計決算)

本町の2020(令和2)年度の歳出決算額は、約46.9億円であり、そのうち「義務的経費」は全体の36.1%を占めています。また、歳出決算額のうち、最も高い割合を占めているのは、「補助費等」12.0億円で、次に「投資的経費」9.5億円となっています。

2006(平成18)年度からの推移をみると、2011(平成23)年に歳出決算額のうち「義務的経費」が47.3%を占めており、最も高い割合となっています。

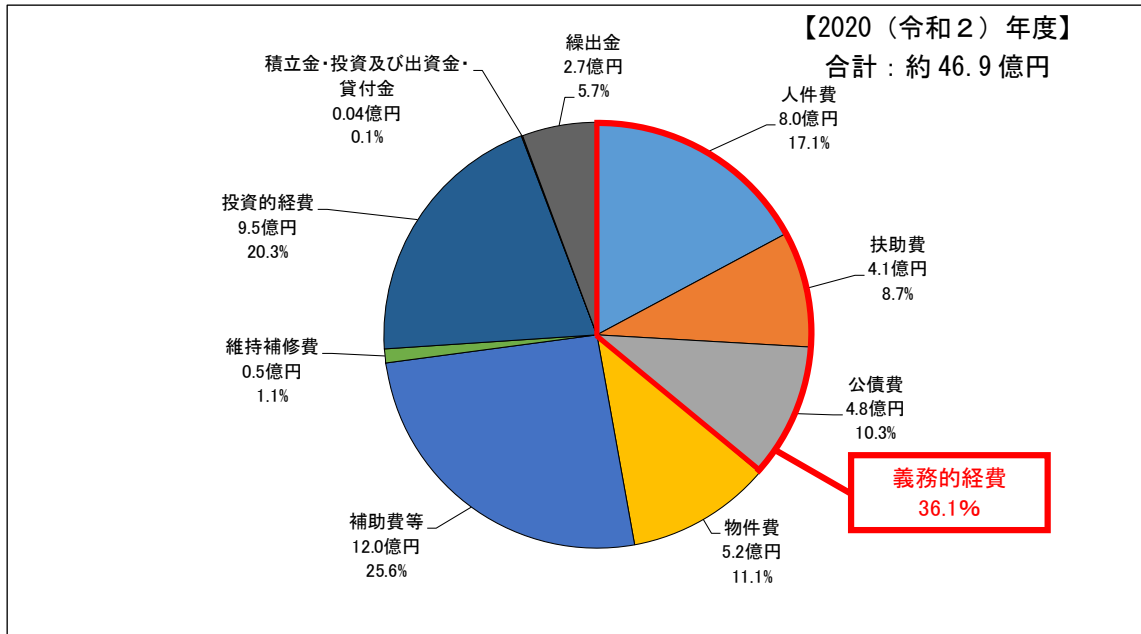


図2-2-3 歳出決算額の内訳

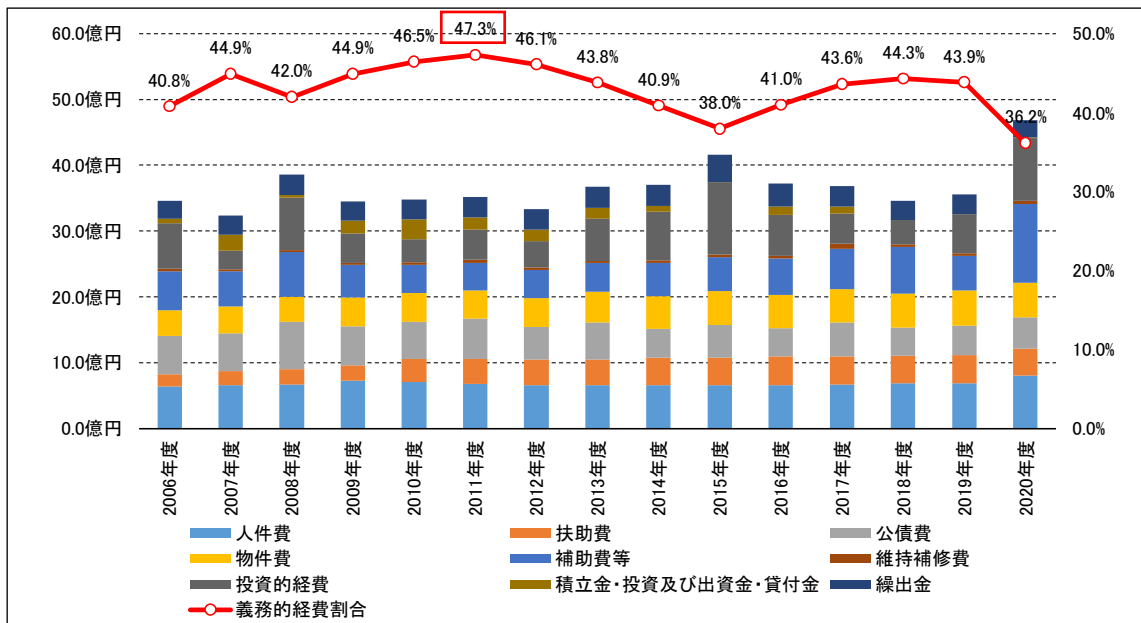


図2-2-4 歳出決算額の推移

※2021(令和3)年3月末現在

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

3-1 公共建築物の現況

(1) 施設の概要

2021(令和3)年3月末現在、本町が保有する公共建築物は、総棟数90棟、総延床面積は61,266㎡となっており、町民一人あたりの延床面積は、約9.99㎡/人となっています。

延床面積の内訳は、「町営住宅」が28.2%と最も高い割合となっており、次いで小中学校の校舎等の「学校教育系施設」が22.2%、総合体育館、サンアリーナやふれあい健康センター等の「スポーツ・レクリエーション系施設」が18.7%となっています。

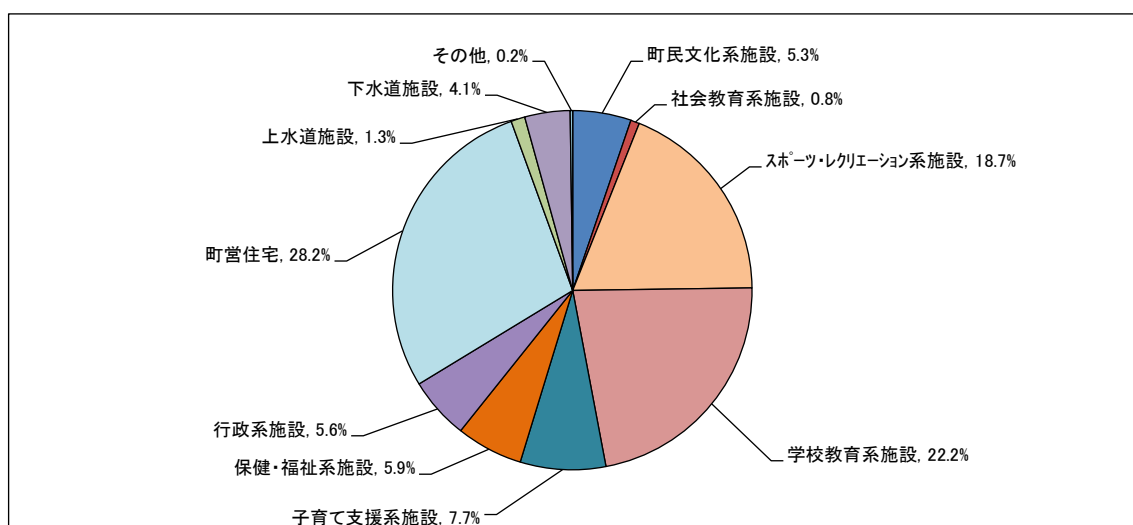


図3-1-1 建物用途分類別の延床面積の割合

表3-1-1 主な公共建築物の概要

施設分類	主な施設名	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	中央公民館、学習等供用施設	4	3,230
社会教育系施設	図書館	1	496
スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館、サンアリーナ 等	8	11,478
学校教育系施設	小・中学校 等	11	13,592
子育て支援施設	保育所・児童館 等	7	4,727
保健・福祉施設	保健センター、百寿会館	2	3,638
行政系施設	役場庁舎、消防庁舎 等	9	3,438
町営住宅	サンハイム三反田、川北、橘、中島	8	17,274
上水道施設	簡易水道ポンプ場 等	18	767
下水道施設	集落排水処理場 等	20	2,509
その他	車庫 等	2	117
合計		90	61,266

※2021(令和3)年3月末現在

※町民一人あたりの延床面積の算出は、2020(令和2)年10月に実施された国勢調査の結果(6,135人)を用いて算出しています。
 ※学校教育系施設は、川北町学校施設等長寿命化計画(2021(令和3)年3月策定)において整理した施設数及び延床面積となっています。

(2) 築年度別の延床面積

本町が保有する公共建築物の築年度別整備状況をみると、1980（昭和55）年代中頃以降より文化センター等の町民文化系施設、総合体育館やふれあい健康センター、サンアリーナ等のスポーツ・レクリエーション系施設、町営住宅（サンハイム三反田、川北、橘、中島）が整備されています。

また、一般的に経年劣化により大規模な改修工事が必要とされている建築後30年以上を経過した施設は全体の約54.4%（33,342㎡）を占めており、10年後、20年後に建築後30年以上を経過する施設は85.7%、98.9%となることが予想されます。今後、多くの施設が大規模な改修や更新（建替え）の時期を迎えるため、適切な対応が求められています。

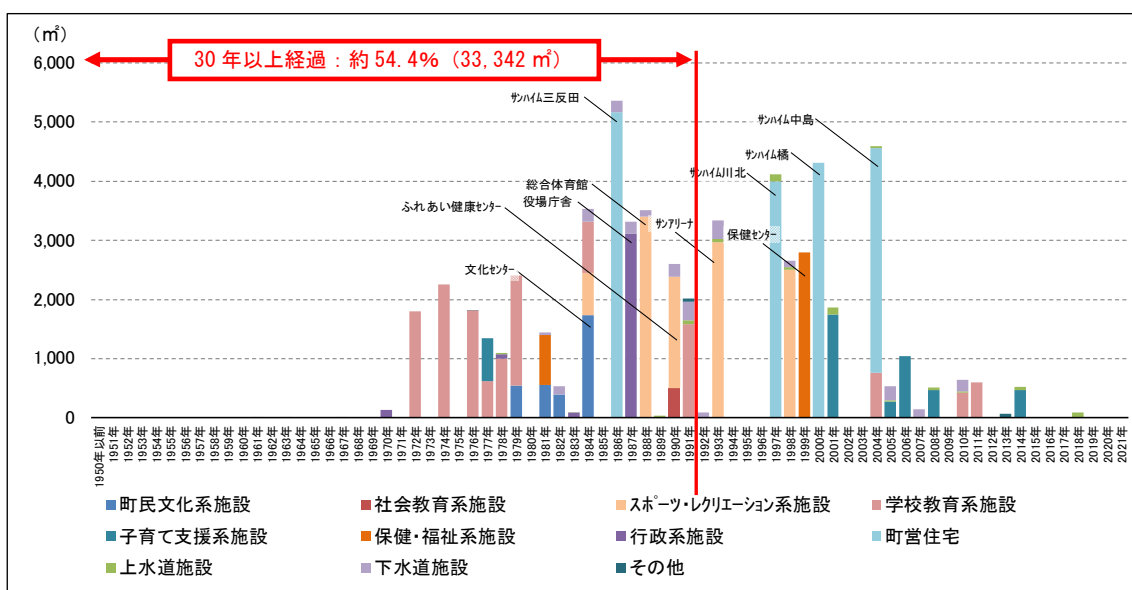


図3-1-2 築年度別整備状況

※2021（令和3）年3月末現在

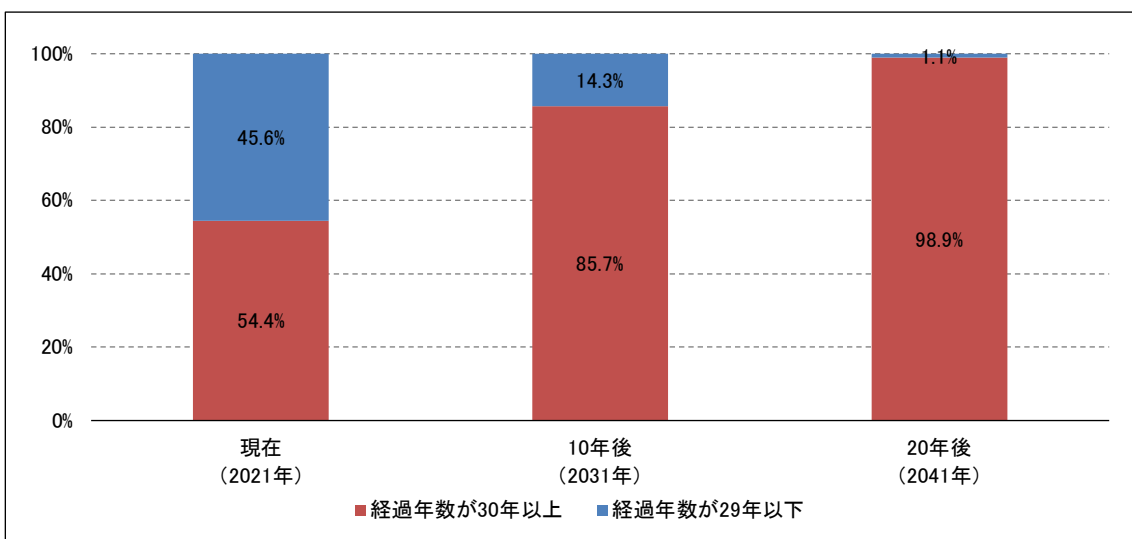


図3-1-3 築後30年以上を経過する施設の割合

※2021（令和3）年3月末現在

(3) 耐震化の状況

現在保有する公共建築物の耐震化状況を築年数割合で見ると、耐震基準*が改正後の新耐震基準で建設された施設の延床面積は、50,367㎡で全体の82.7%を占めています。

また、耐震基準改正前の旧耐震基準で建設された施設は10,897㎡のうち、全体の17.3%については、すでに耐震化済みであることから、新耐震基準の施設と合わせると99.5%が耐震性能を有することとなります。

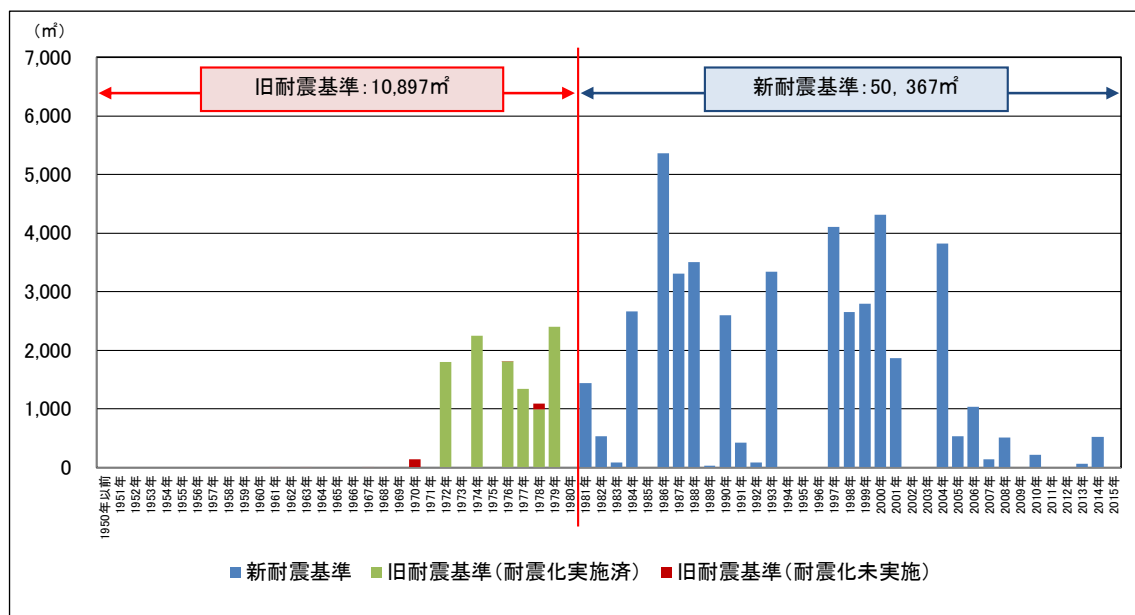


図3-1-4 建築年別耐震化状況

※2021（令和3）年3月末現在

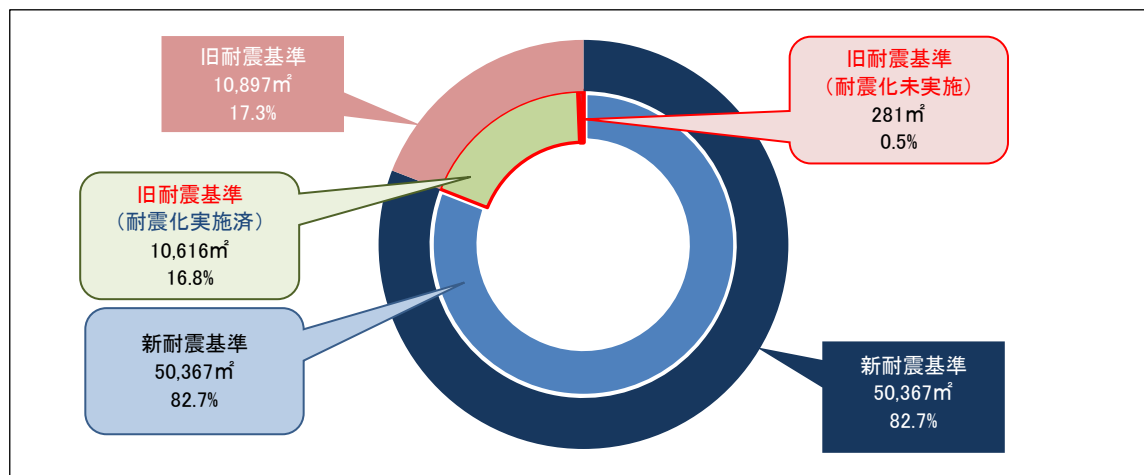


図3-1-5 耐震化の割合

※2021（令和3）年3月末現在

【用語解説】

※：「耐震基準」とは、地震の際に建物が安全であるために備えていなければならない構造上の技術的基準のことで、一般的に1981（昭和56）年6月の建築基準法改正後を新耐震基準、改正前を旧耐震基準と呼んでいます。「耐震化」とは、建築基準法に定められた最低限の耐震性能を確保することです。

表 3-1-2 耐震化工事が未実施の施設

建物用途	施設名称	設置年	延床面積 (㎡)
行政系施設	消防器具庫 (橘)	1961 年	9.9
行政系施設	消防器具庫 (中島)	1963 年	9.9
上水道施設	簡易水道ポンプ場 (上先出)	1967 年	10.2
上水道施設	簡易水道ポンプ場 (藤蔵)	1968 年	3.3
行政系施設	役場倉庫・書庫等 (壱ツ屋)	1970 年	137.7
行政系施設	消防器具庫 (木呂場新町)	1976 年	4.9
上水道施設	公共施設ポンプ場 (壱ツ屋)	1976 年	3.3
上水道施設	簡易水道ポンプ場 (木呂場)	1978 年	24.3
行政系施設	役場物置 (壱ツ屋)	1978 年	77.0

※2021 (令和 3) 年 3 月末現在

〈 学校施設の耐震化の状況について 〉

1995 (平成 7) 年に施行された「建築物の耐震改修に関する法律(耐震改修促進法)」により、現行の耐震基準(1981 (昭和 56) 年)以前に建築された建築物について、耐震診断及び耐震補強に努めることが求められました。

また、2008 (平成 20) 年 6 月に施行された「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、その設置する公立の幼稚園 (保育所)、小学校、中学校の校舎等について、耐震診断を実施すること及び耐震診断の結果の公表が義務付けられました。

本町では、小中学校施設について 2006 (平成 18) 年度に耐震診断 (第 2 次診断) を実施し、耐震補強が必要と診断された施設については、2007 (平成 19) 年度から順次耐震補強工事を実施し、2009 (平成 21) 年 9 月末で、町内すべての公立学校施設の耐震補強工事が完了し、耐震化率は 100%となりました。

(4) 施設保有量の推移 [2021 (令和 3) 年度追加]

2016 (平成 28) 年度以降に新規整備した施設や削減した施設はないため、施設保有量の変化はありません。

※本改定に伴う保有量の整理は、2020 (令和 2) 年度に策定した川北町公共施設等個別施設計画や川北町学校施設長寿命化計画などの集計方法に基づき行っているため、2016 (平成 28) 年度策定時の棟数や延床面積と異なる値になっていますが、実際に存在する施設は変わりません。

(5) 公共建築物一覧(2021(令和3)年3月末現在)

① 町民文化系施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
西部地区学習等供用施設	1979年	540.7	耐震改修工事済
百寿会館(中部地区学習等供用施設)	1981年	553.8	耐震改修工事済
東部地区学習等供用施設	1982年	396.6	有
中央公民館	1984年	1,738.6	有

② 社会教育系施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
ふれあい健康センター(図書館)	1990年	495.7	有

③ スポーツ・レクリエーション系施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
第2町民体育館	1984年	713.3	有
総合体育館	1988年	2,478.2	有
勤労者体育館	1988年	924.1	有
ふれあい健康センター	1990年	1,891.9	有
ふれあい健康センター(和室)	1998年	159.0	有
多目的屋内運動場(サンアリーナ)	1993年	2,279.4	有
多目的屋内運動場(事務所)	1993年	685.2	有
武道館	1998年	2,346.7	有

④ 学校教育系施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
川北中学校 教室棟	1974年	2,254.0	耐震改修工事済
川北中学校 教室棟	2011年	604.0	有
川北中学校 屋内運動場棟	1991年	1,591.0	有
川北小学校 教室棟	1976年	1,813.0	耐震改修工事済
川北小学校 教室棟	2004年	762	有
川北小学校 教室棟	2010年	429	有
川北小学校 屋内運動場棟	1984年	863	有
橘小学校 管理教室棟	1972年	1,800.0	耐震改修工事済
橘小学校 屋内運動場棟	1978年	997	耐震改修工事済
中島小学校 管理教室棟	1979年	1,864.0	耐震改修工事済
中島小学校 屋内運動場棟	1977年	615	耐震改修工事済

※学校教育系施設の施設情報は、「川北町学校施設等長寿命化計画(2021(令和3)年3月策定)」をもとに整理しています。

⑤ 子育て支援施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
橘保育所	1977年	732.6	耐震改修工事済
川北町児童館	2001年	291.1	有
川北保育所	2001年	1,449.6	有
橘保育所(増築分)	2005年	277.0	有
中島保育所	2006年	1,038.8	有
西部地区児童館	2008年	466.3	有
東部地区児童館	2014年	471.1	有

⑥ 保健・福祉施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
百寿会館(老人福祉センター)	1981年	844.5	有
保健センター	1999年	2,793.5	有

⑦ 行政系施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
消防器具庫(橘)	1961年	9.9	無
消防器具庫(中島)	1963年	9.9	無
役場倉庫・書庫等(壱ツ屋)	1970年	137.7	無
消防器具庫(木呂場新町)	1976年	4.9	無
役場物置(壱ツ屋)	1978年	77.0	無
有線放送本部	1983年	84.2	有
役場庁舎	1987年	2,413.7	有
消防庁舎	1987年	339.1	有
役場車庫	1987年	361.8	有

⑧ 町営住宅

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
サンハイム三反田	1986年	2,444.5	有
サンハイム三反田	1986年	2,435.8	有
サンハイム三反田 自転車置場	1986年	105.3	有
サンハイム三反田 自転車置場	1986年	105.3	有
サンハイム三反田 集会所	1986年	78.5	有
サンハイム川北	1997年	3,994.6	有
サンハイム橘	2000年	4,314.6	有
サンハイム中島	2004年	3,795.0	有

⑨ 上水道施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
簡易水道ポンプ室(上先出)	1967年	10.2	無
簡易水道ポンプ場(藤蔵)	1968年	3.3	無
公共施設ポンプ室(壱ツ屋)	1976年	3.3	無
簡易水道ポンプ場(木呂場)	1978年	24.3	無
簡易水道ポンプ場(木呂場新町)	1983年	4.6	有
簡易水道ポンプ場(舟場島)	1989年	39.0	有
簡易水道ポンプ場(草深)	1991年	61.0	有
簡易水道ポンプ場(下土室)	1993年	55.5	有
簡易水道ポンプ場(橘)	1997年	119.9	有
簡易水道ポンプ場(グリーンタウン)	1998年	43.5	有
簡易水道ポンプ場(壱ツ屋)	2001年	125.0	有
簡易水道ポンプ場(橘新・朝日)	2004年	33.8	有
簡易水道ポンプ場(なでしこ)	2005年	17.3	有
簡易水道ポンプ場(けやき)	2007年	17.3	有
簡易水道ポンプ場(中島)	2008年	43.9	有
簡易水道ポンプ場(ひばり)	2010年	17.8	有
簡易水道ポンプ場(田子島)	2014年	57.0	有
簡易水道ポンプ場(三反田)	2018年	90.0	有

⑩ 下水道施設

施設名称	設置年	延床面積(㎡)	耐震性の有無
上先出地区農業集落排水処理施設	1981年	48.0	有
下田子島地区農業集落排水処理施設	1982年	138.1	有
木呂場地区農業集落排水処理施設	1984年	215.9	有
中島地区農業集落排水処理施設	1986年	197.0	有
上田子島地区農業集落排水処理施設	1987年	86.0	有
舟場島地区農業集落排水処理施設	1987年	111.6	有
朝日地区農業集落排水処理施設	1988年	111.9	有
川北中部地区農業集落排水処理施設	1990年	210.0	有
草深地区農業集落排水処理施設	1991年	158.4	有
三反田地区農業集落排水処理施設	1991年	103.0	有
橘新地区農業集落排水処理施設	1992年	89.0	有
橘地区農業集落排水処理施設	1993年	234.0	有
土室地区農業集落排水処理施設	1993年	89.0	有
藤蔵地区集落排水処理施設	1991年	50.1	有
グリーンタウン川北下水処理施設	1998年	101.8	有
なでしこタウン下水処理施設	2005年	142.0	有
けやきタウン下水処理施設	2007年	123.3	有
ひばりタウン下水処理施設	2005年	99.4	有
ひばりタウン下水処理施設	2010年	107.0	有
ひばりタウン下水処理施設	2010年	93.0	有

⑪ その他

施設名称	設置年	延床面積(m ²)	耐震性の有無
ブルドーザー車庫(塙ツ屋)	1991年	52.0	有
除雪機械格納庫	2013年	65.2	有

3-2 インフラ施設の現況

(1) 道路

本町の町道は、2021（令和3）年3月末現在、1級（幹線）町道を約4.4km、2級（幹線）町道を約4.3km、その他の町道を約36.4km、さらに自転車歩行者道を約21.5km管理しています。

表3-2-1 道路の整備状況

種別	延長 (m)	面積 (㎡)
1級（幹線）町道	4,371.9	31,806.4
2級（幹線）町道	4,257.9	31,534.3
その他の町道	36,353.2	304,433.1
歩道等	21,498.7	70,070.7

※2021（令和3）年3月末現在

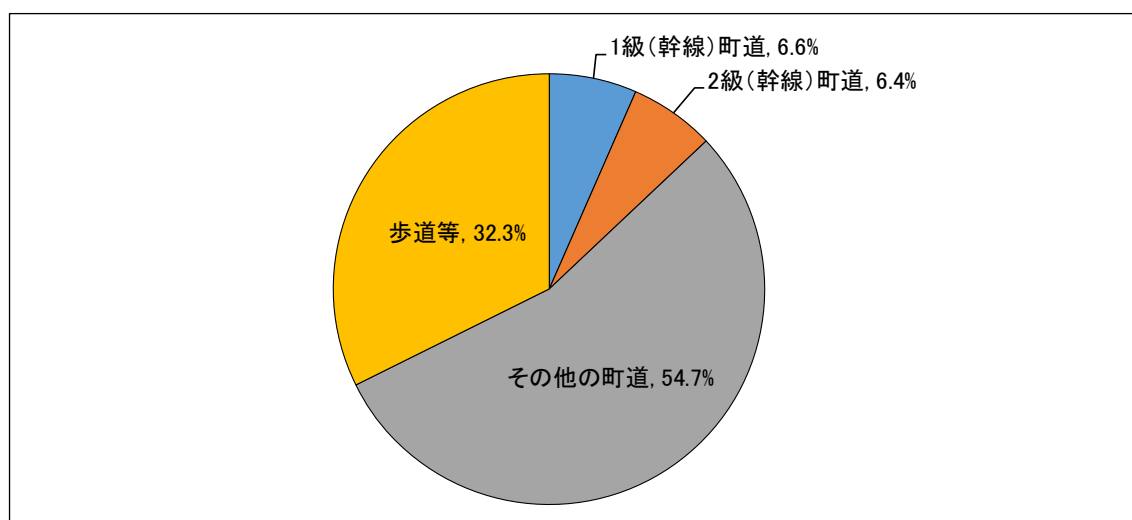


図3-2-1 町道種別による延長割合

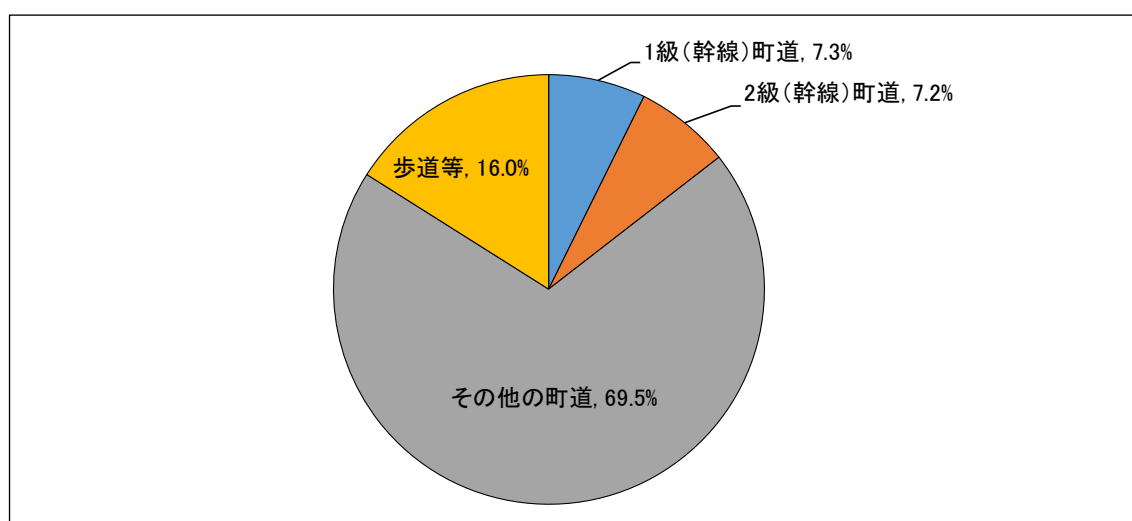


図3-2-2 町道種別による面積割合

(2) 橋梁

本町の橋梁数は、2021（令和3）年3月末現在、36橋、総延長は146.2mであり、全てが橋長15m未満の比較的短い橋梁です。

建設年度別にみると、一般的な橋梁の耐用年数60年*を超過している橋梁が1橋（2.8%）あり、1979（昭和54）年に全体橋梁数の約4割となる14橋が整備されており、今後は耐用年数を迎える橋梁が増加します。

これに伴い修繕費・架替費が増加し、町の財政負担の増加が想定されることから、計画的な維持管理と長寿命化によるコスト削減を推進するために2010（平成22）年度に「川北町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。また、2014（平成26）年度より5年間による定期点検が1巡したことから、2019（平成31）年度に定期点検の結果を踏まえた橋梁長寿命化修繕計画の改定を行っています。

※：一般的な橋梁の耐用年数60年は、旧大蔵省 減価償却資産の耐用年数等に関する省令より

表3-2-2 橋梁の整備状況

分類	主な橋梁名	施設数	延長
橋長15m未満	草深橋、砂川橋、田子島橋、北川橋 等	36橋	146.2m

※2021（令和3）年3月末現在及び[川北町橋梁長寿命化計画（2020（令和2）年3月版）をもとに整理]

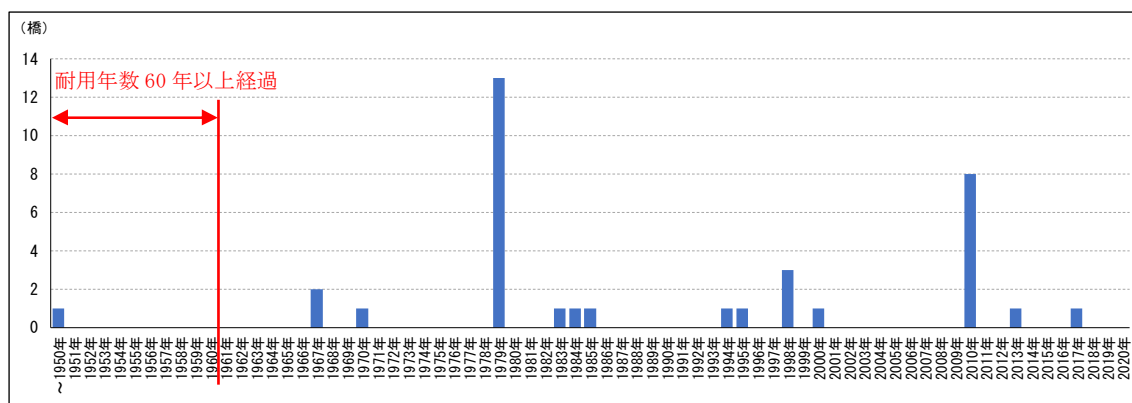


図3-2-3 年度別の橋梁整備数

表3-2-3 年度別の橋梁整備割合

	現在	10年後	20年後	30年後
60年を超える橋梁数（橋）	1	4	17	20
60年を超える橋梁数が全体に占める割合	2.8%	11.1%	47.2%	55.6%

※2021（令和3）年3月末現在 [川北町橋梁長寿命化計画（2020（令和2）年3月版）をもとに整理]

(3) 上水道

本町の上水道は、2021（令和3）年3月末現在、上水道施設は17箇所、上水道管渠は総延長約40kmが整備され、上水道普及率は100%となっています。

管渠の設置年数は不明ですが、最も古い施設の整備年が1967（昭和42）年であるため、同時期に敷設された管渠は54年を経過しているものと推定されます。管渠の耐用年数を40年*とすると、1980（昭和55）年以前に敷設した管渠は耐用年数を超過しており、その施設数は3施設であり、耐用年数超過と推定される管渠延長は3,045m（管渠全体の9.2%）となっています。今後も耐用年数を超える管渠が増加することから、計画的な維持管理や更新（布設替え）が必要です。

※：耐用年数40年は、総務省地方公営企業法施行規則より

表3-2-4 上水道施設の整備状況

番号	施設名称	設置年	管渠延長 (m)	耐震性
1	簡易水道ポンプ場（上先出）	1967年	705	無
2	簡易水道ポンプ場（藤蔵）	1968年	625	無
3	簡易水道ポンプ場（木呂場）	1978年	1,715	無
小計①			3,045	—
4	簡易水道ポンプ場（木呂場新町）	1983年	798	有
5	簡易水道ポンプ場（舟場島）	1989年	1,087	有
6	簡易水道ポンプ場（草深）	1991年	3,541	有
7	簡易水道ポンプ場（下土室）	1993年	1,806	有
8	簡易水道ポンプ場（橘）	1997年	6,673	有
9	簡易水道ポンプ場（グリーンタウン）	1998年	949	有
10	簡易水道ポンプ場（壱ツ屋）	2001年	4,440	有
11	簡易水道ポンプ場（橘新・朝日）	2004年	5,008	有
12	簡易水道ポンプ場（なでしこタウン）	2005年	536	有
13	簡易水道ポンプ場（けやきタウン）	2007年	1,021	有
14	簡易水道ポンプ場（中島）	2008年	3,123	有
15	簡易水道ポンプ場（ひばりタウン）	2010年	2,157	有
16	簡易水道ポンプ場（田子島）	2014年	3,613	有
17	簡易水道ポンプ場（三反田）	2018年	1,868	有
小計②			36,620	—
合計（17施設）			39,665	—

※ 2021（令和3）年3月末現在

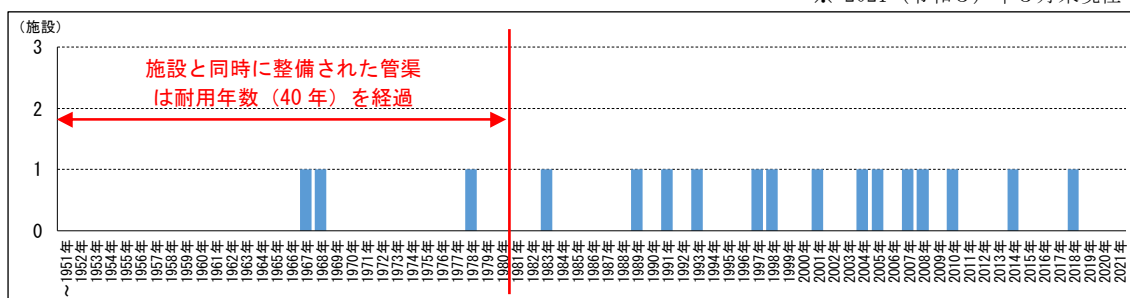


図3-2-4 年度別の上水道施設整備数

(4) 下水道

本町の下水道は、2021（令和3）年3月末現在、下水道施設は20施設、下水道管渠は総延長約32kmを整備し、下水道普及率及び接続率は100%となっております。

最も古い施設は1981（昭和56）年であり、整備後40年を経過していますが、下水道管渠の耐用年数を50年とすると、現時点では耐用年数を超える下水道管渠はありません。

しかしながら、近い将来には耐用年数を超過する管渠の急増することが予想されます。このため、2016（平成28）年度に策定した「農業集落排水事業 川北町地区 最適整備構想」に基づき、計画的な維持管理を行っていくことが必要です。

※耐用年数50年は、「(備考)施設名称を「下水道施設の改築について（2016（平成28）年4月1日 国水下水第109号下水道事業課長通知）別表」より

表3-2-5 下水道の整備状況

番号	施設名称	設置年
1	上先出地区集落排水処理場	1981年
2	下田子島地区集落排水処理場	1982年
3	木呂場地区集落排水処理場	1984年
4	中島地区集落排水処理場	1986年
5	上田子島地区集落排水処理場	1987年
6	舟場島地区集落排水処理場	1987年
7	朝日地区集落排水処理場	1988年
8	川北中部地区集落排水処理場	1990年
9	草深地区集落排水処理場	1991年
10	三反田地区集落排水処理場	1991年
11	藤蔵地区集落排水処理場	1991年
12	橘新地区集落排水処理場	1992年
13	橘地区集落排水処理場	1993年
14	土室地区集落排水処理場	1993年
15	グリーンタウン合併浄化槽	1998年
16	なでしこタウン合併浄化槽	2005年
18	ひばりタウン1合併浄化槽	2005年
17	けやきタウン合併浄化槽	2007年
19	ひばりタウン2合併浄化槽	2010年
20	ひばりタウン3合併浄化槽	2010年
合計	20施設	

区分	延長	備考
管径 φ250mm以下	31,675m (合併浄化槽を除く)	設置年不詳

※ 2021（令和3）年3月末現在〔農業集落排水事業 川北町地区 最適整備構想〕をもとに整理]

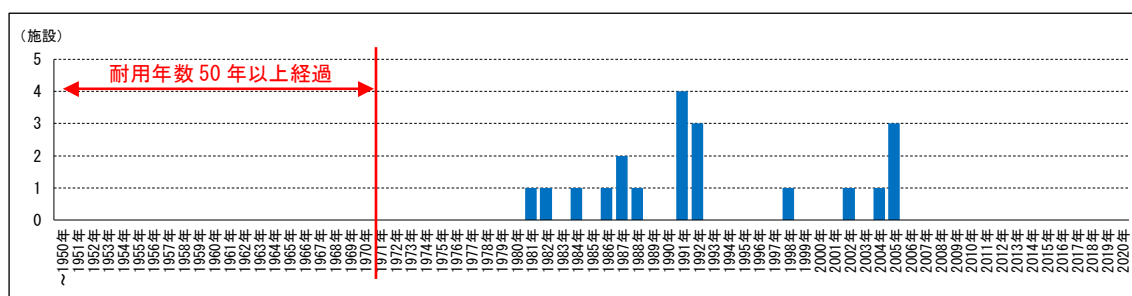


図3-2-5 下水道施設の年度別整備状況

3-3 公共施設等の更新費用の将来の見通し [2016 (平成 28) 年度試算結果]

(1) 公共建築物

a) 試算条件

公共建築物の将来更新費等は、施設の更新費（建替え費）、大規模改修費^{*}及び維持管理費を試算した費用です。

更新費と大規模改修費は、施設の延床面積に1㎡あたりの各単価を乗じた費用とし、更新周期及び大規模改修周期毎に試算を行っています。1㎡あたりの単価及び各周期については、『総務省「公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.00」(以下、「総務省試算ソフト」という)]より設定しています。維持管理費は過去5年間の実績値の平均値である約3.5億円/年と設定しています。

注) なお、上水道施設及び下水道施設の更新費は、インフラ施設の「上水道」及び「下水道」において計上します。

【用語解説】

※「大規模改修費」とは、建物の内外装や設備を大々的に作り直すために必要な費用のことです。

表 3-3-1 更新単価・周期の根拠

建物用途	更新単価	更新周期	備考
町民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設	40 万円/㎡	60 年間	総務省試算ソフト に準拠
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 その他	36 万円/㎡		
学校教育系施設 子育て支援施設	33 万円/㎡		
町営住宅	28 万円/㎡		

表 3-3-2 大規模改修単価・周期の根拠

建物用途	大規模改修単価	大規模改修周期	備考
町民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設	25 万円/㎡	30 年間	総務省試算ソフト に準拠
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 その他	20 万円/㎡		
学校教育系施設 子育て支援施設 町営住宅	17 万円/㎡		

b) 試算結果

現在、保有する公共建築物を今後も同規模で保有し続けた場合の将来更新費等を試算します。試算した結果、今後40年間（2016（平成28）～2055（令和37）年）の更新費用等の総額は、更新費（建替え費）が約134.6億円（約3.4億円/年）、大規模改修費が約114.1億円（約2.9億円/年）、維持管理費は138.9億円（約3.5億円/年）、全体で約387.6億円（約9.7億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間（2011（平成23）～2015（平成27）年）の更新費等は約4.5億円/年であるため、今後は毎年約2.2倍の費用が必要となる見込みです。

現在、保有する公共建築物の約3割が耐用年数の半分である30年を経過しており、今後も多くの大規模な改修や更新（建替え）が必要となります。この状況に備え、これまでの事後保全^{*}による維持管理から予防保全^{*}による維持管理に転換し、計画的な改修や更新（建替え）が求められます。

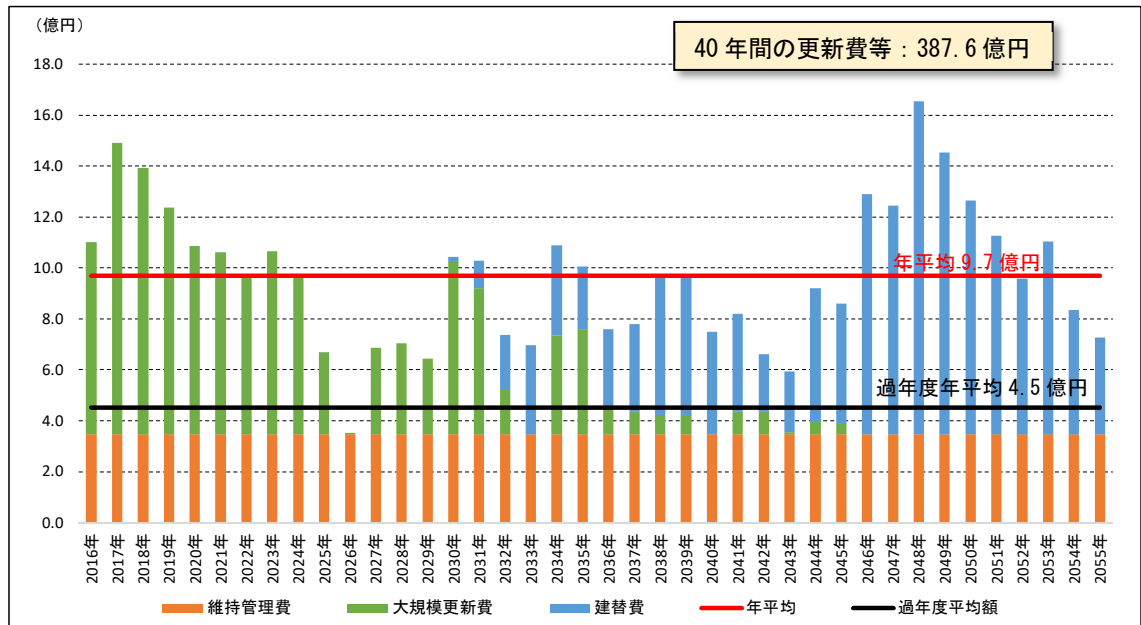


図3-3-1 将来更新費等の試算結果

上記の推計において、費用が過剰に集中することを防ぐため「総務省試算ソフト」の考え方を準拠し下記の点を考慮しています。

- i) 既に更新（建替え）及び大規模改修を行うべき時期を超過している場合、2016（平成28）年～2025（令和7）年の10年間に費用を分散しています。
- ii) 更新（建替え）期間は3年間、大規模改修期間は2年間として、各費用を分散して計上しています。
- iii) 残更新（建替え）年数が10年以下の場合、大規模改修の費用は計上していません。

【用語解説】

※：「事後保全」は何か問題や支障が起きてから実施する修繕等であり、「予防保全」は耐用年数や部位毎の修繕・改修周期をあらかじめ設定しておき、計画的な修繕や改修、更新を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

(2) インフラ施設

① 道路

a) 試算条件

道路の更新費は、年度別に将来整備が必要となる箇所を特定することは困難であるため、耐用年数の期間で全ての施設を更新（舗装打換え）するものとして試算します。

施設の更新単価及び更新周期は、「総務省試算ソフト」に準拠します。また、舗装修繕等の維持管理費は、今後も同程度の費用を要すると考えられるため、過去5年間の実績値の平均値である約0.6億円/年と設定します。

表3-3-3 更新単価・周期の根拠

項目	更新単価	更新周期 (舗装打換え周期)	備考
道路	4.7 千円/m ²	15 年	総務省試算ソフトに準拠
歩道等	2.7 千円/m ²	15 年	総務省試算ソフトに準拠

※維持管理費等は過去5年間の平均値（橋梁関係も含む）を用いる。

b) 試算結果

今後、40年間（2016（平成28）～2055（令和37）年）の更新費等の総額は、施設更新費が約48.6億円（約1.2億円/年）、維持管理費は約24.2億円（約0.6億円/年）、全体で約72.8億円（約1.8億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費等（舗装打換え、維持管理）は約1.2億円/年であり、今後は毎年約1.5倍の費用が必要となる見込みです。

このため、今後は既設舗装の破損進行を抑える予防保全により舗装の長寿命化とコスト削減を図るとともに、道路の重要度（交通量）等に応じたライフサイクルコスト[※]の削減が必要です。

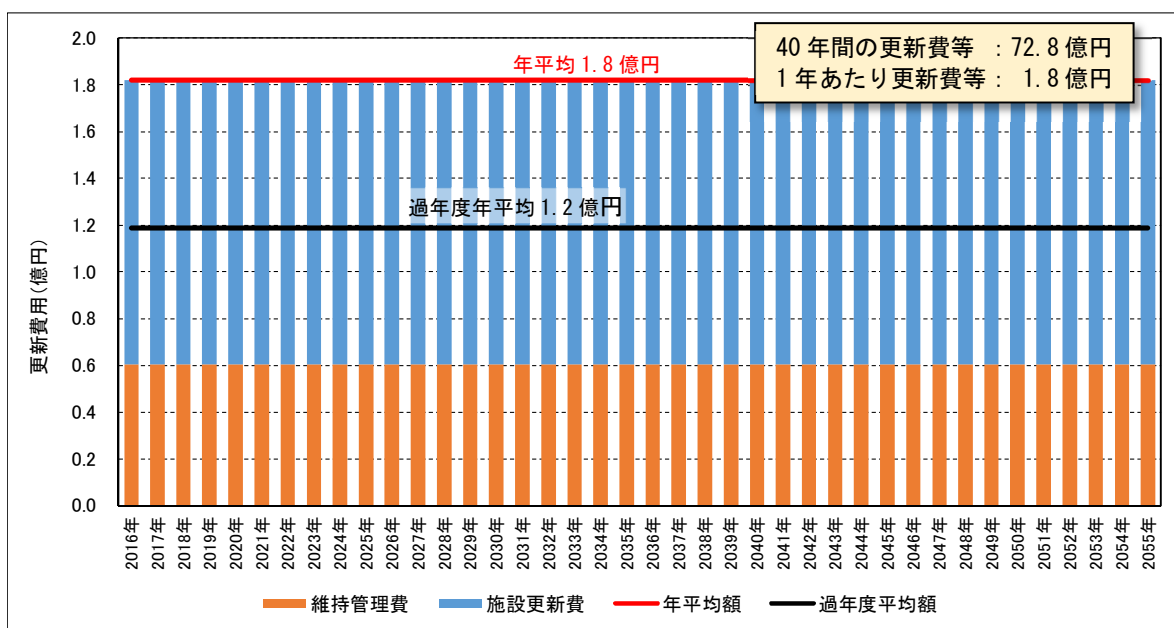


図3-3-2 将来更新費等の試算結果

【用語解説】

※ライフサイクルコストとは、建築物や構造物などの計画・設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕や改修、耐用年数の経過により解体処分するまでを生涯と定義して、その全期間に要する費用のことです。

② 橋梁

a) 試算条件

橋梁の更新費等（補修・橋梁架替）は、「川北町橋梁長寿命化修繕計画（2011（平成23）年度）」に基づき試算します。

また、長寿命化修繕計画の対象外の橋梁は、「総務省試算ソフト」に基づき更新単価・周期を設定します。

表3-3-4 更新単価・周期の根拠

項目	数量	更新単価	更新周期 (架替周期)	備考
川北町橋梁長寿命化修繕計画対象橋梁	17橋	川北町橋梁長寿命化修繕計画に準拠		
上記以外の橋梁	20橋	400千円/m ²	60年	総務省試算ソフトに準拠

※維持管理費等は道路にて計上

b) 試算結果

今後、40年間（2016（平成28）～2055（令和37）年）の更新費等の総額は、約2.25億円（約0.06億円/年）が必要となる見込みです。

2039（令和21）年には、約0.95億円の更新費が集中するため、費用の平準化が求められます。また、長寿命化修繕計画の対象外の橋梁についても適切な維持管理を図り、更新費等を削減することが求められます。

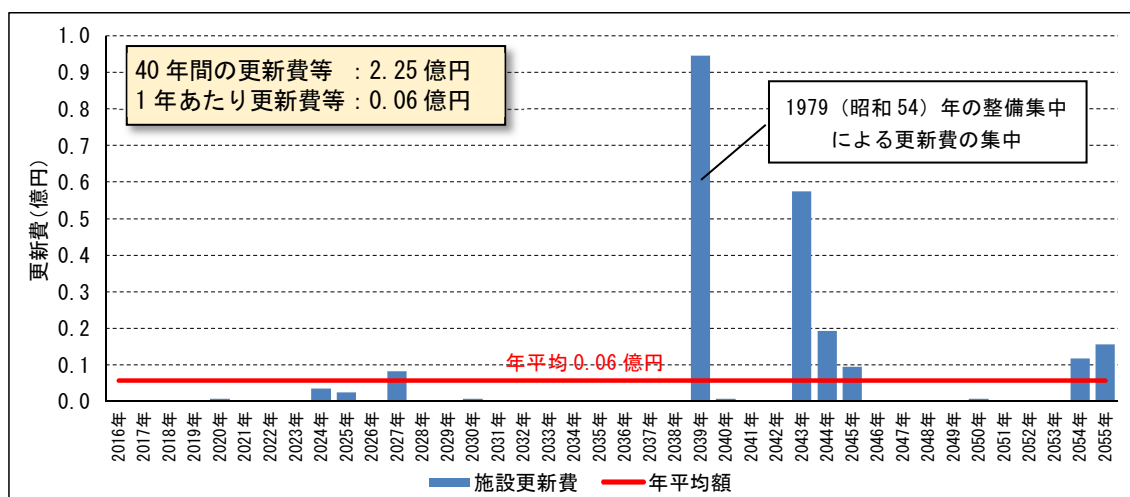


図3-3-3 将来更新費等の試算結果

③ 上水道

a) 試算条件

【施設】

上水道に関する施設（建築物）の試算条件は、公共建築物に準拠します。また、更新単価及び更新周期は、「総務省試算ソフト」より設定します。

表 3-3-5 更新（建替え）単価・周期の根拠

建物用途	更新単価	更新周期 (建替え)	備考
上水道施設	36 万円/m ²	60 年	総務省試算ソフトに準拠

表 3-3-6 大規模改修単価・周期の根拠

建物用途	大規模改修単価	大規模改修周期	備考
上水道施設	20 万円/m ²	30 年	総務省試算ソフトに準拠

【管渠】

上水道に関する管渠の更新費（布設替え）は、管延長に口径別布設単価を乗じて試算します。管渠の設置は不明のため、耐用年数 40 年で全ての管渠を更新するものとして試算します。また、口径別布設単価は、「総務省試算ソフト」より設定します。

表 3-3-7 上水道管渠の更新周期の根拠

項目		更新単価	更新周期 (布設替え)	備考
導水管	300mm 未満	100 千円/m	40 年	総務省試算ソフトに準拠
配水管	50mm 以下	97 千円/m		
	75mm 以下			
	100mm 以下			

【維持管理費】

毎年の維持管理費は、過去 5 年間（2011（平成 23）～2015（平成 27）年）の実績をもとに 0.2 億円/年を計上します。

b) 試算結果

今後、40年間（2016（平成28）～2055（令和37）年）の更新費等の総額は、上水道施設の施設更新費が約2.2億円（約0.06億円/年）、上水道管渠の施設更新費が約38.2億円（約0.96億円/年）、維持管理費は約8.0億円（約0.20億円/年）、全体で約48.4億円（約1.21億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費等は約0.2億円/年であるため、今後は毎年約6倍の費用が必要となる見込みです。

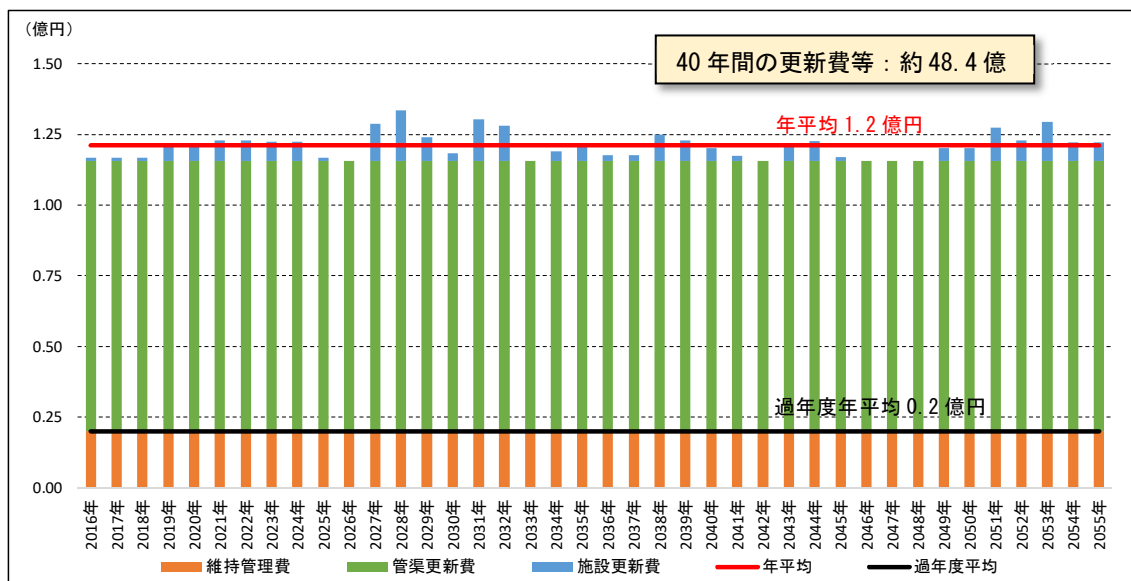


図3-3-4 将来更新費等の試算結果

④ 下水道

a) 試算条件

【施設】

下水道に関する施設（建築物）の試算条件は、公共建築物に準拠します。また、更新単価及び更新周期は、「総務省試算ソフト」より設定します。

表3-3-8 更新（建替え）単価・周期の根拠

建物用途	更新単価	更新周期	備考
下水道施設	36万円/m ²	60年	総務省試算ソフトに準拠

表3-3-9 大規模改修単価・周期の根拠

建物用途	大規模改修単価	大規模改修周期	備考
下水道施設	20万円/m ²	30年	総務省試算ソフトに準拠

【管渠】

下水道に関する管渠の試算条件は、「総務省試算ソフト」に準拠します。口径別布設単価と更新周期も「総務省試算ソフト」より設定します。

表3-3-10 下水道管渠の更新単価・周期の根拠

項目	更新単価	更新周期	備考
φ250mm以下	61千円/m	50年	総務省試算ソフトより

【維持管理費】

毎年の維持管理費は、過去5年間（2011（平成23）～2015（平成27）年）の実績をもとに0.28億円／年を計上します。

b) 試算結果

今後、40年間（2016（平成28）～2055（令和37）年）の更新費等の総額は、下水道施設の施設更新費が約11.6億円（約0.3億円/年）、下水道管渠の施設更新費が約16.1億円（約0.40億円/年）、維持管理費は約11.3億円（約0.28億円/年）、全体で約38.9億円（0.97億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費等は約0.28億円/年であるため、今後は毎年約3.5倍の費用が必要となる見込みです。

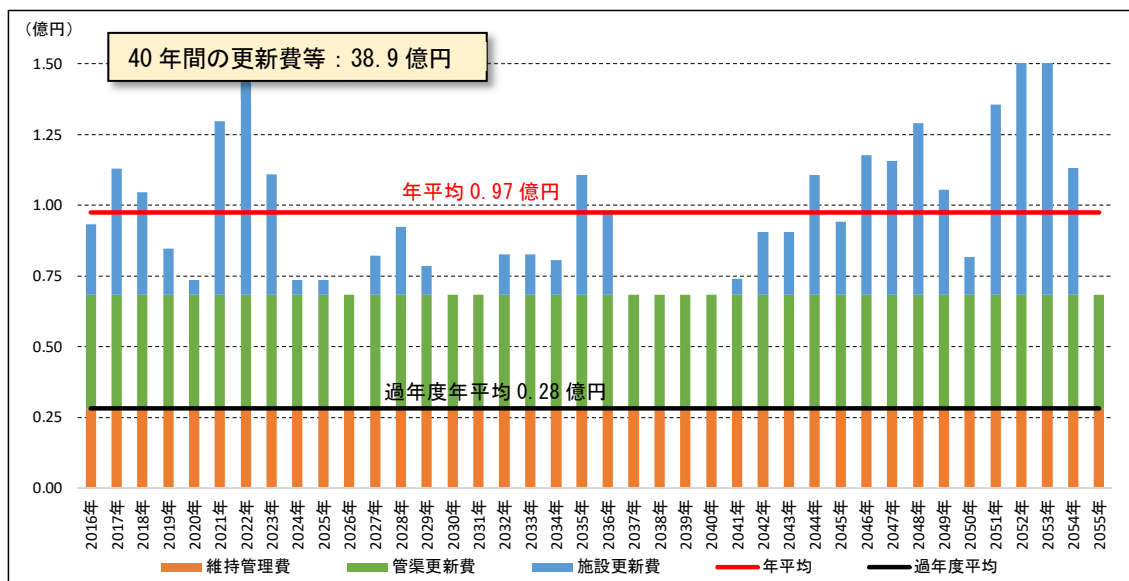


図3-3-5 将来更新費等の試算結果

(3) 公共施設等全体

今後40年間(2016(平成28)~2055(令和37)年)の公共施設等(公共建築物+インフラ施設)の更新費等は、総額は約550.1億円と試算され、年平均で13.7億円が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費用等(6.2億円/年)の約2.2倍の費用が必要となる見込みです。今後は事後保全による維持管理から予防保全による維持管理に転換し、計画的な改修や更新を図り、更新費等の縮減や平準化が必要です。

なお、更新費等の総額の内訳は、公共建築物70.0%、インフラ施設30.0%となっています。

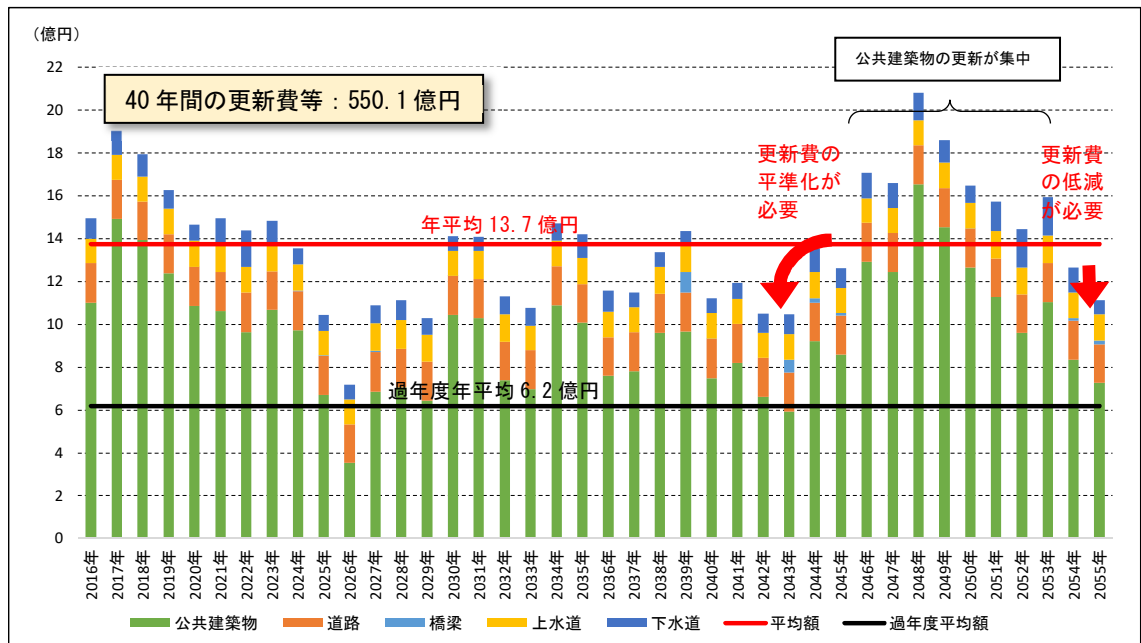


図3-3-6 将来更新費等の試算結果

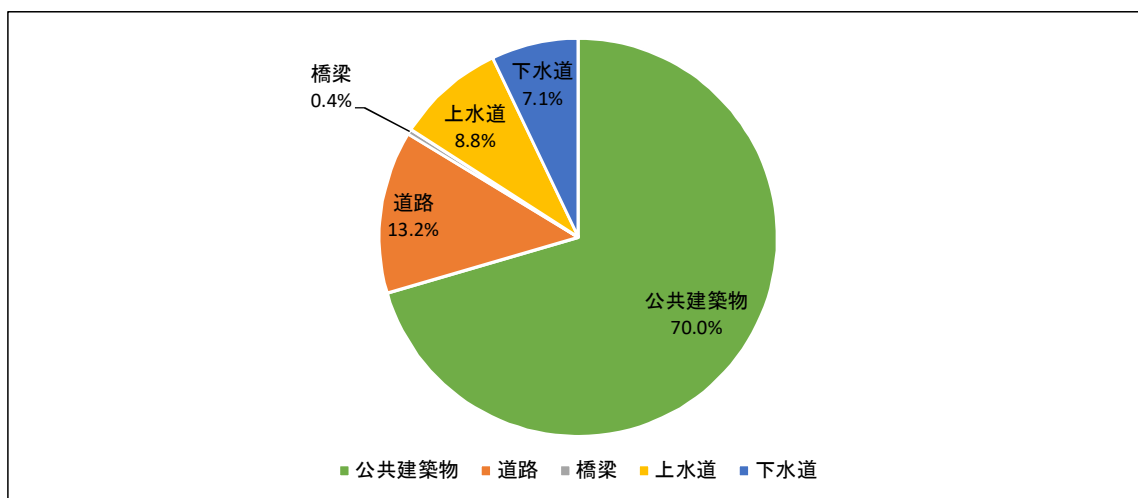


図3-3-7 将来更新費等の割合

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1 公共施設等の課題

前項までにまとめた本町の公共施設や人口、財政の状況等を踏まえ、本町が抱える公共施設・インフラ施設を取り巻く課題について、以下に整理します。

(1) 公共施設等の改修・更新等への対応

本町では、1980（昭和55）年代より町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、町営住宅等の多くの施設が整備されてきました。また、人口増加に伴い、学校教育系施設の増築等も行ってきました。

しかしながら、時代の経過とともに公共施設等の老朽化が進行し、今後、改修や更新に要する費用が増大することが見込まれており、従来と同様の投資を継続すると町の財政を圧迫し、他の行政サービスに支障をきたす恐れがあります。また、更新費用等が突出して多い年があるため、年度ごとの支出に極端な増減が生じることが予想されます。



このような状況を回避するには、これまでの事後保全から予防保全への移行を推進して、更新費等を全体的に抑えるとともに平準化させる対策が必要であり、各施設の「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づく維持管理を実施するとともに、計画が未策定の分野については必要に応じて早急な計画策定が必要です。

さらに、公共施設等の情報管理は、現在は各施設の所管部署が行っていますが、情報を集約して、計画的かつ効率的な管理運営を推進する組織体制の構築が必要です。

(2) 高齢社会や町民ニーズの変化への対応

本町の人口は、「川北町人口ビジョン」においては、国全体で取り組む出生率の改善に向けた積極的な施策展開を行うとともに、現状の社会移動を維持し、転出の抑制に向けた取り組みを推進することにより、2055（令和37）年まで増加し続ける目標を設定しています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、本町の人口は横ばいで推移することが見込まれています。また、高齢化の進行は避けられず、年齢構成の変化が想定されることから、公共施設に対する町民ニーズが変化することが見込まれます。



このような状況変化に応じた施設規模の見直しや既存施設の有効活用等により、町民ニーズに応じた公共施設等の適切な整備や配置、効率的な管理運営を行っていく必要があります。

さらに、公共施設の多くは災害時の避難場所に指定されていることから、今後も安全・安心な都市機能を維持していくために、耐震化及び老朽化への対応を推進する一方、より多くの世代が利用できるようにするための機能充実の検討が必要です。

(3) 逼迫する財政状況への対応

本町では、公共施設等の老朽化が進んでおり、これまで公共施設等の更新費等に要する費用は年間約6.2億円（過去5年間平均値）でしたが、今後は約2.2倍の費用が必要となる試算結果となっており、町の財政を圧迫することが予想されます。

また、高齢化による扶助費等の義務的経費の増加が予想されていることに加えて、人口が減少に転じた場合には地方税等が減少することから、公共施設等に係る投資的経費等の財源確保が困難になることが見込まれます。



このような厳しい財政状況のなかで、新規の公共施設整備を全て中止し、全額を改修や更新に充てることは現実的に困難であることから、公共施設等の機能を維持しつつ維持管理に要する費用を縮減することが必要です。

さらに、町民や民間事業者等との連携を推進し、効率的な施設整備や運営、維持管理に必要な費用の縮減に取り組む必要があります。

4-2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 基本方針

本町では、1980（昭和55）年代以降、公共施設等の整備が行われてきたことから、今後はこれらの公共施設等が一斉に耐用年数を迎え、更新等にかかる費用の不足が見込まれます。

また、やがては年齢構成が変化することから、財政が逼迫し利用者の減少や町民ニーズの変化が原因により、公共施設の廃止を求められることが想定されます。

今後は、将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、公共施設等を「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと意識を変え、安全・安心で持続可能な「まち」を次世代に引き継ぎます。

そのため、公共施設等の機能保全や長寿命化を推進するとともに、実情に見合った施設の総量と配置の適正化、ならびに町民の安全・安心な生活の確保に努めます。

さらに、全庁的な推進体制の確立等による総合的な公共施設マネジメントの実施、公民連携によるまちづくりの推進により、計画的で効率的な管理運営を図ります。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、下記に3つの基本方針を掲げます。

【基本方針①】：町民が安全・安心に施設を利用できるよう、

「施設の適切な保全・長寿命化」を推進します。

- ・策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、施設の状態を定期的に点検・診断することにより、故障や不具合が発生してから直す「事後保全」の維持管理から計画的な修繕や改修による「予防保全」の維持管理に転換し、施設の安全を確保しながら、機能保全と長寿命化を進めるとともに、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図ります。
- ・今後も安全・安心な都市機能を維持していくため、耐震性能が不足する施設は速やかに耐震化に向けた対策を講じていきます。

【基本方針②】：年齢構成の変化や実情に見合った施設の「総量と配置の適正化」を推進します。

- ・将来にわたり公共サービスを継続し、次世代に過度な負担を残さないように、人口や財政規模に見合った施設総量の最適化を図ります。
- ・町民ニーズに応じた機能充実等の質的向上を推進する一方、効果的かつ効率的なサービスの提供と更新費等の削減を図ります。
- ・更新時期を迎える施設については、町民ニーズや利用実態、建物の性能等を踏まえて、施設の統合化や複合化、用途転換を検討するほか、更新の優先順位をつけ、地域の実情や将来のまちづくりを見据えた施設配置を計画的に進めます。

【基本方針③】：効果的・効率的なサービスを提供するため、

「民間ノウハウの活用と町民との協働」を推進します。

- ・公共施設を取り巻く課題解決に向けた職員の意識醸成、施設の維持管理や改修、更新に関するノウハウの蓄積に向けた取り組みを実施します。
- ・指定管理者制度をはじめとする PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）を推進するとともに、地域住民・企業と連携した公共施設の維持管理に努めます。

(2) 公共施設等の全体目標に関する方針

今後は過年度の約2.2倍(13.9億円/年)の更新費用等が必要となる試算結果となっていますが、将来の人口が横ばいで推移することを踏まえると公共施設等の総量を削減することは非現実的です。

したがって、人口1人あたりの公共施設等の保有量は現状を維持しつつ、新技術の導入や定期的な点検診断等の実施と予防保全による維持管理によって、更新費等をできる限り削減を図ります。また、民間活力の活用をはじめ、公共施設の運営及び維持管理にかかる費用の削減を図っていきます。

なお、新たな施設の整備は、町民ニーズの把握や今後の人口動向を見据えつつ、既存施設を有効利用した施設の統合化や複合化、用途転換等を検討し、整備を必要最小限に抑えます。

(3) 施設の適切な保全・長寿命化【基本方針①に対応】

① 点検・診断等の実施方針

常に安全・安心な公共施設サービスを提供し続けていくためには、良質な性能及び安全性の維持・確保が重要であることから、施設の点検・診断等を法律や政令等に基づいて適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応により、事故の未然防止及び施設の安全確保を図ります。

公共建築物では、策定済みの個別施設計画(長寿命化計画)に基づき、建築基準法第12条に基づく法定点検をはじめとした各種法定点検を適切に実施するほか、施設管理者による定期的な自主点検を実施していきます。自主点検は、「公共建築物点検マニュアル」を策定し、定期的な建築物・部材の点検による安全確保に加え、町民の利用や経年劣化から生じる設備機器の破損等の点検を行い、施設本来の機能の確保に努めます。

インフラ施設では、策定済みの個別施設計画(長寿命化計画)や国土交通省が示す点検に関する要領・マニュアル等に基づき、経年劣化による施設(道路舗装、橋梁、管渠及び付帯設備等)の重大な不具合あるいは破損について、日常の巡回や定期的な点検・診断を実施して施設の安全性の評価を行い、施設の機能確保に努めます。

各種点検や安全性の評価において、危険性が高いと判断した場合には、適宜、施設の改修を行うなど安全の確保を図りますが、安全確保が技術的にできない施設、改修費等が高額となる施設等については、利用状況を踏まえ、施設の廃止等を検討します。

また、国等の動向を注視しながら、より簡易的で信頼性に優れた新たに開発される点検・診断技術の導入を進め、点検・診断の効率化や精度の向上、経費の削減に努めます。

さらに、点検・診断の結果については、履歴を収集及び蓄積し、庁内で情報を共有するとともに、個別施設計画(長寿命化計画)の見直しに活用するなど計画的な施設管理を行います。

② 維持管理、改修、更新等の実施方針

本町における公共施設等の維持管理は、これまで主として、施設に不具合が生じてから対応する対処療法の「事後保全」による維持管理が行われてきました。今後は、長期的な視点に立った改修を行う、いわゆる「予防保全」の考え方を取り入れ、定期点検等の結果に基づき、計画的・効率的・効果的な修繕・更新を行います。

改修や更新の実施に際しては、緊急度や重要度等の観点から優先順位を付け、それぞれの施設の性能・機能の保持や回復を第一としながら、トータルコストの縮減や予算の平準化を進めます。

また、公共施設等の長寿命化に有効と考えられる新技術については、積極的に採用を検討します。

さらに、改修や更新等の記録については、履歴を収集・蓄積し、今後の管理に関する計画の見直しに反映します。

③ 安全確保の実施方針

安全確保については、日常点検や定期点検に基づくメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）の確実な実施、点検結果に基づく機動的な対応（緊急対策、詳細調査、維持工事）の実施に努めます。

外壁の剥落等により人的被害が発生する恐れがある場合には、速やかに危険区域への立ち入りを制限し、早期に必要な措置を講じます。

また、防災拠点や災害時の避難所となる施設は、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修または除去を検討し、対応していきます。

インフラ施設のうち橋梁や上下水道等の施設は、災害時にも町民の安全を守り町民生活への影響を最小限に留めるため、耐震化対策を推進することにより、災害時の被害・影響を低減します。

点検で道路の陥没や橋梁の異常等が発見された場合には、速やかに通行を規制した上で、町民生活に配慮して緊急的・優先的に復旧を図ります。

④ 長寿命化の実施方針

今後とも保持していく必要がある施設は、定期的な点検や適切な改修による予防保全に努め、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進することとし、施設の改修や更新時には耐久性に優れた素材や工法などの新技術の効果的な導入を検討します。

既に個別施設計画（長寿命化計画）等が策定されている公共建築物や橋梁、農業集落排水は、計画の内容を踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら今後も推進していきます。

策定していない道路や水道施設等は、本計画の方針と整合を図り、必要に応じて個別施設計画（長寿命化計画）の策定を検討します。

本町では、2046（令和28）～2051（令和33）年にかけて公共施設等の更新費等がピークを迎えることから、この時期に更新を迎える施設に対して適切な改修等により更新時期を伸ばし、財政支出のピークを平準化するとともに、財政負担の縮減に努めます。

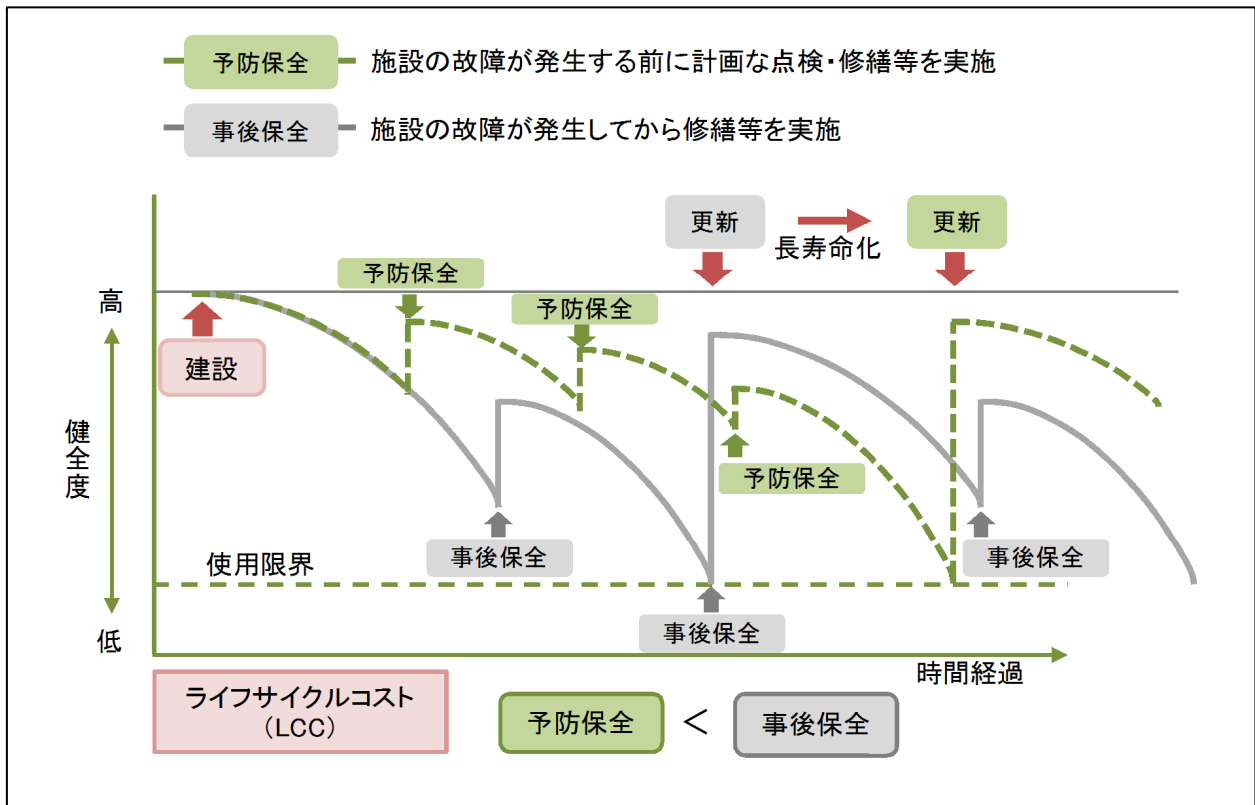


図4-2-1 修繕・更新等の実施イメージ

(4) 実情に見合った施設の総量と配置の適正化【基本方針②に対応】

① 施設総量の適正化

公共建築物の新設及び更新の際には、今後の人口構成の変化に伴い利用需要が変化することが予想されることから、民間活力の導入も含めて今後のあり方や適正な施設規模を検討し、既存施設との統合化、複合化等に努めます。

また、社会情勢の変化により施設の当初の設置目的から乖離が生じている施設や利用状況、運営状況等で非効率が生じている施設は、本町の厳しい財政状況を勘案して、他用途への転換をはじめ、統廃合、複合化等を検討します。さらに、町民ニーズを踏まえた新たに求められる施設が、用途転換や統廃合、複合化を図ることができない場合は、施設の建築躯体や各種仕上げ、設備機器等は維持管理が容易な仕様を選択し、長寿命化の効果が得やすい施設整備に努めます。

インフラ施設は、町民の住みよい快適な暮らしを支える都市基盤であり、規模縮小や廃止はサービス水準の低下につながる恐れがあることから、町民との合意形成等の慎重な議論のうえ、廃止等の可能性について検討していきます。

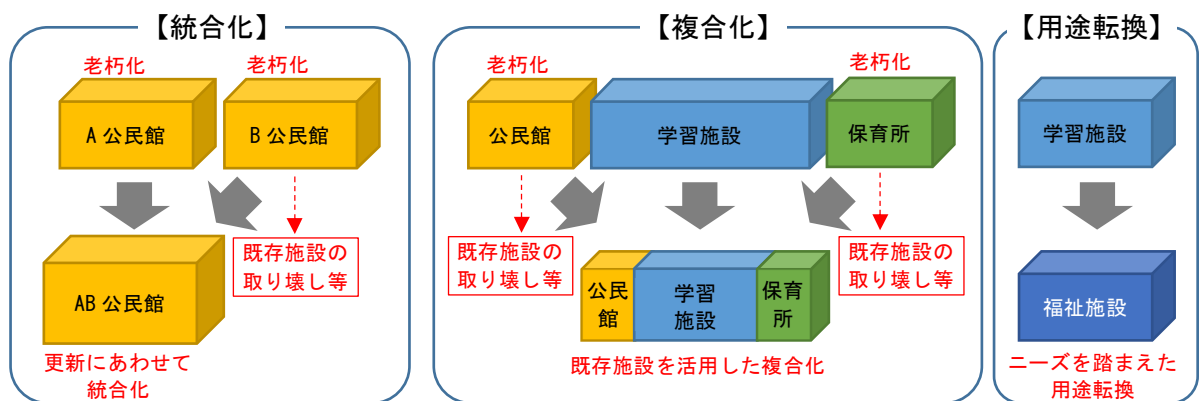


図4-2-2 統合化や複合化、廃止の実施イメージ

②施設配置の適正化

本町は、中島、川北、橘小学校区毎に均衡の取れた地域が形成されています。公共施設等についても、小学校区毎に必要な施設の整備が行われているため、引き続き、現在の公共施設等の配置を継続します。

また、「川北町基本構想」に位置付けられている役場周辺の“交流・公共サービス拠点”では、現在の公共建築物の規模を維持しながら、町民ニーズを踏まえた施設機能の充実に努めていきます。

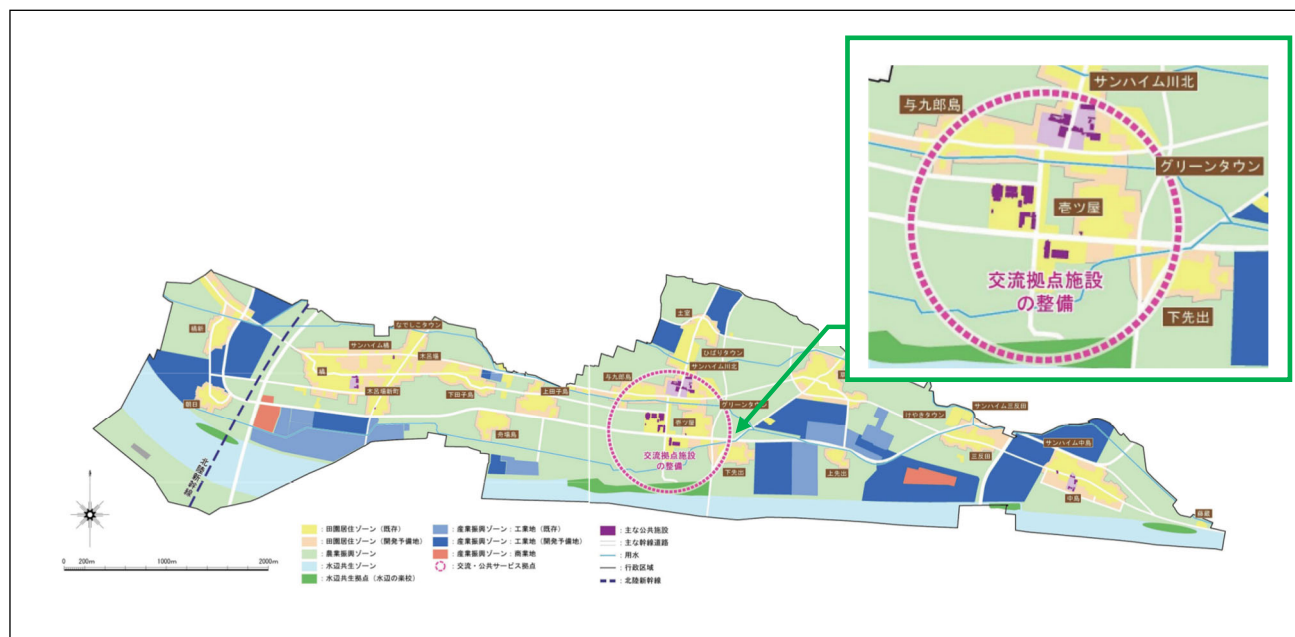


図4-2-3 基本構想が示す交流・公共サービス拠点

出典：川北町基本構想、(2016（平成28）年3月策定)

(5) 公民連携によるまちづくりの推進【基本方針③に対応】

① 職員意識の醸成

全庁的な公共施設等のマネジメントを推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解し、経営的視点を持って業務に取り組むとともに、社会経済情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、自らが創意工夫し実践していくことが大切です。

そのため、職員が長寿命化や公共施設等の維持管理に関する研修等に参加し、意識向上に努め、全庁的なスキルの向上やノウハウの共有・蓄積を図ります。

② 民間活力導入の推進

町の財政負担等を縮減させていくために、積極的に民間活力の導入を図りながら、多様化する町民ニーズに対応できる仕組みづくりを推進します。

民間事業者等が施設の管理運営を代行する指定管理者制度は、今後導入検討を進め、運営や維持管理に係る費用の縮減や施設の稼働率の向上等を実施します。

さらに、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設等の改修や更新を行うとともに、町民に対し低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能となるPPP（公民連携）による民間活力の導入を推進していきます。

4-3 全庁的な取組体制及び情報管理・共有方法

本町では、前項であげた3つの基本方針を推進するため、公共施設等の適切な維持管理が図れるよう公共施設等の情報を一元的に掌握・管理して、総合的な公共施設マネジメントを推進します。

(1) 全庁的な取組体制の構築

今後、公共施設等の長寿命化を効率的・効果的に実現するためには、庁内の各施設所管課の連携が不可欠であります。

各施設所管課において個別施設計画（長寿命化計画）の策定や見直しを進めるとともに、関係部署が相互に連携しながら、全庁的な体制で公共施設等の長寿命化や最適化の取り組みを推進します。

また、全ての公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、「総務課」が各施設情報を集約して、公共施設等マネジメントを統括する体制を構築していきます。

(2) 情報の管理・共有化

今後、個別に管理する施設情報は、固定資産台帳を活用して必要な情報を適宜、収集分析しながら全庁で情報共有できる体制を構築し、多角的な視点から施設等の適切な保有量の調整、費用の縮減等の検討に活用します。

公共建築物は、長寿命化に基づく改修や更新を計画的・効率的に推進するために、各種の点検結果や建物の仕様等の基本情報、修繕履歴等の維持管理データ等を一元的に管理するシステム（データベース）を導入します。

公共インフラについては、定期的に関連施設所管課と協議・連携し、情報の一元化と共有を図ります。

4-4 フォローアップの実施方針

本計画の推進にあたっては、全庁的な「公共施設等マネジメント会議（仮称）」が基軸となり、継続的に取組状況を毎年整理するとともに、取り組みの進捗状況を検証しながら、PDCA（計画・実施・検証・改善）サイクルを実施して、国の制度変更や社会情勢の変化、関連する重要な計画の策定・改定等を適切に反映した計画となるように、適宜必要な見直しを行います。

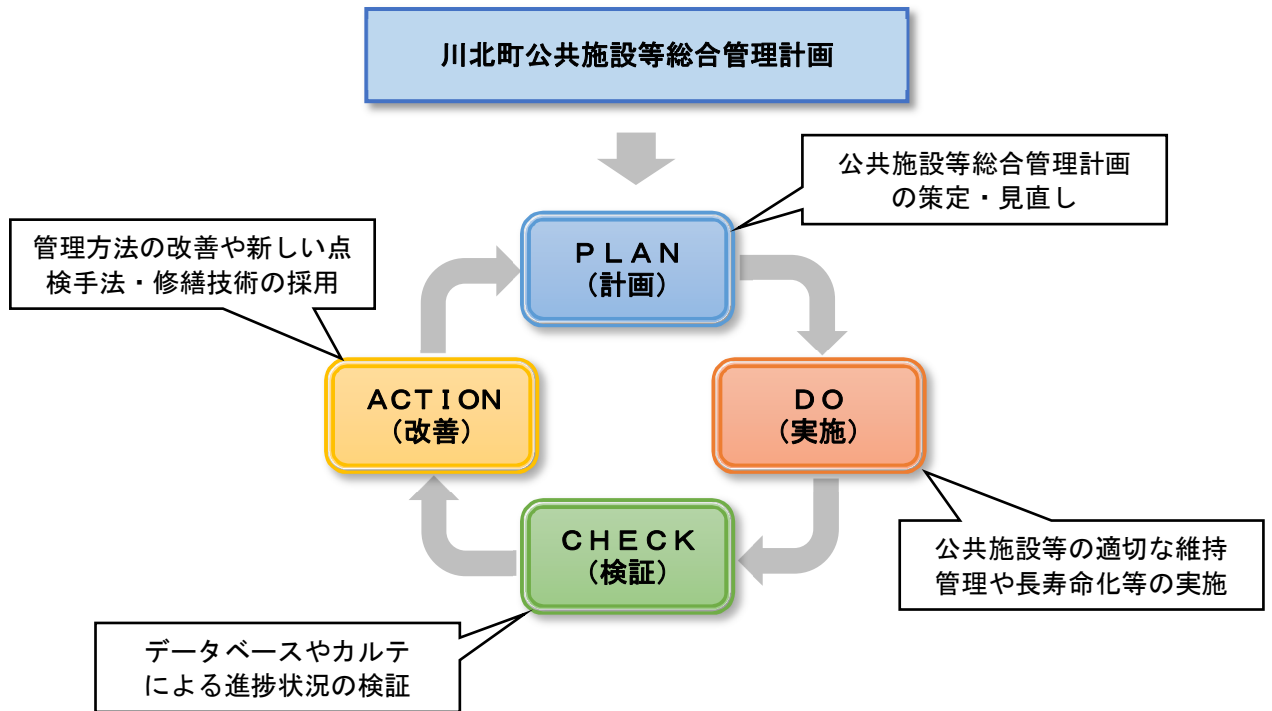


図4-4-1 PDCAサイクルの実施イメージ

4-5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物の基本方針

①施設の適正な保全・長寿命化

- ・これまでに策定した個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、適正な保全と長寿命化を推進します。
- ・また、限られた財源の中で老朽化した施設の修繕や改修、更新を検討する際には、町民が安心して施設を利用できるよう、施設の必要性や老朽化の進行状況、提供するサービスの質や需要等を踏まえ、優先順位を整理します。
- ・耐震性能が不足する施設で耐震化工事を実施していない施設は、老朽化や町民ニーズ、利用状況等を踏まえて耐震改修工事の実施を検討します。検討結果より実施しないと判断した場合、廃止または統廃合や更新を検討します。

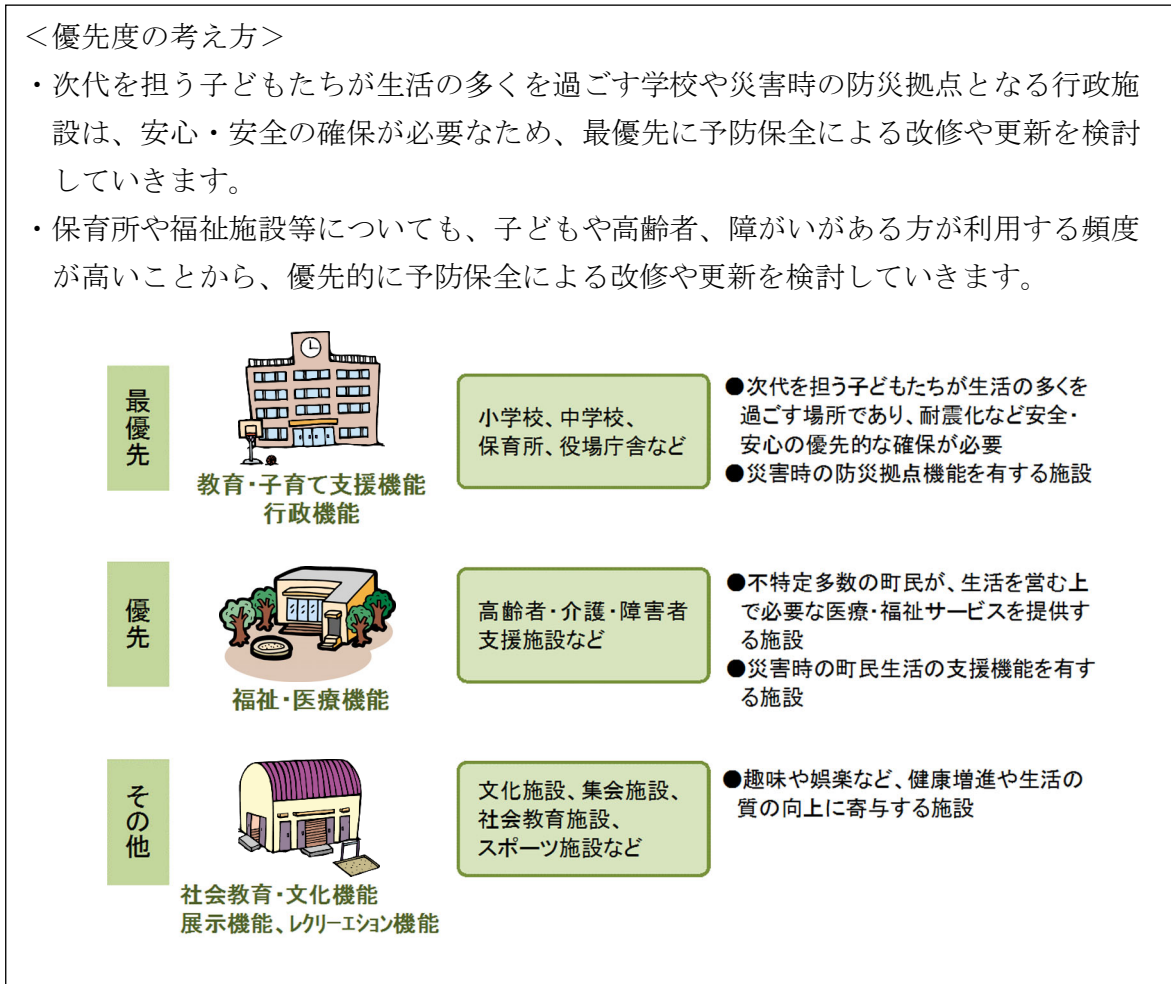


図4-5-1 建築施設の耐震化、維持管理・更新の優先度

② 長寿命化に合わせたユニバーサルデザインの推進 [2021 (令和3) 年度追加]

- ・公共施設等の改修や更新等を行う際には、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(2017 (平成29) 年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの考え方などを踏まえ、誰もが安心、安全で利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

※ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

③ 町民ニーズに柔軟に対応した施設の統合、機能転換や複合化

- ・今後は、人口動向や財政規模に見合った施設の最適化を図っていく必要があることから、時代の変遷によりニーズが変化したもの、あるいはニーズが大幅に縮小したものについては、町民ニーズに柔軟に対応した施設の統合、機能転換や複合化を検討します。
- ・公共建築物の利用状況を調査し、町民ニーズや各施設の必要性や統廃合の可能性及び優先度などを判断し、将来必要な施設総量の適正化について検討していきます。
- ・施設の統合、機能転換や複合化は、異なる施設機能が連携して補完し合い、新しいサービスの提供が生まれるような施設整備に努めます。
- ・一方的に施設総量を削減するだけでなく、子育て世代への支援や超高齢社会に対応できるよう将来を見据えた機能を付加するなど、施設の質的向上を図ります。
- ・なお、町民の利便性を低下させるような統廃合は、住民と十分な合意形成を図りながら検討していきます。

④ 総量規制の範囲内による新規整備

- ・新たな施設整備の検討を行う際、既存施設の有効利用など、新たな施設の建設を伴わない方法について検討を行います。
- ・また、このような既存施設等での対応が難しく、喫緊の整備が必要な場合や町民ニーズを踏まえ、新たな施設の整備が必要な場合は、省エネルギー効果が高い建築・設備計画を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減や環境負荷の低減や光熱水費等の削減に努めます。

⑤ 民間ノウハウの活用と町民との協働

- ・民間の自由なアイデアや効率性を重視した施設運営などのノウハウを活用するため、指定管理者制度やPPP等の取組みを進めるほか、NPOやボランティア団体、区長会をはじめとする地域団体などの協働・連携により、町民協働のまちづくりを推進します。
- ・運営状況を把握し、光熱水費等の削減を図るとともに施設の利用率や稼働率の向上、料金設定や減免制度の見直しなどを行い、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図ります。

⑥ 未利用資産（施設）の処分 [2021（令和3）年度追加]

- ・現在、未利用資産（施設）はありません。
- ・今後、未利用資産（施設）が発生した場合は、利活用の検討を行いますが、利活用が困難と判断した場合は、必要に応じて売却や貸付を行い、歳入の確保を図ります。

(2) インフラ施設の基本方針

①計画的な維持管理への展開

- ・インフラ施設を安心・安全に利用し続けられるよう、これまで損傷が著しくなってから対応する事後保全による維持管理から定期的な点検・診断結果に基づく予防保全による維持管理に転換し、計画的な維持管理を推進します。
- ・道路（舗装路面）は、道路パトロールによる目視点検や町民からの通報等により路面の異常の早期発見に努めるとともに、国土交通省から示された「総点検実施要領（案）（2013（平成25）年2月）」に基づく定期的な調査などで不良箇所の早期発見、軽度の損傷時点の補修に努めライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・上下水道は、災害時において町民生活や都市機能の確保に不可欠であるため、耐震性を把握し、耐震性を満たしていない管渠等については機能確保が重要な防災拠点施設や避難所等の重要度の高い区間から耐震化を進めます。

②長寿命化計画の策定と計画的な推進

- ・各インフラ施設の長寿命化に関する計画を踏まえ、更新費等の縮減や平準化を図ります。
- ・点検・診断結果等の情報をもとに、施設の健全性や果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位を明確にします。
- ・橋梁は、「川北町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、優先順位に基づいた耐震化工事やコンクリートの補修工事、塗装塗替え工事に係る費用の縮減と平準化を図ります。
- ・農業集落排水についても「川北町地区 最適整備構想」に基づき、診断評価を踏まえた予防保全型の対策事業の実施と事業費の平準化を図ります。
- ・老朽化した道路照明灯の更新時には、ランプ耐用年数が長く、電気料も抑制できるLED照明灯に交換することにより、ライフサイクルコストの低減を図ります。

表4-5-1 土木関連施設のマネジメント手法

種別		一般的な耐用年数	マネジメント手法
道路	舗装	15年	町道の重要性や交通量に応じて管理指標を設けます。打替え、オーバーレイによる補修時期を適正に判断します。
橋梁	橋長15m未満	60年	定期的な点検を実施し、損傷が著しくなってから対応する「事後保全」から、損傷が軽微なうちに早期対策を行う「予防保全」へ転換し、長寿命化計画による延命化を図ります。
上下水道	施設	60年	快適な日常生活や生産活動を確保するため、利用状況に応じた施設量を確保し、適切な維持管理によりライフサイクルコストの低減と耐震化等による機能向上を図ることで、延命化と安定的なサービスを提供します。
	管路	40年	
下水	施設	60年	
	管路	50年	

③施設の質的向上

- ・防災機能を強化するとともに、歩行空間等にはユニバーサルデザインの考え方を導入するなど、多様化する町民ニーズに柔軟かつ適切に対応します。
- ・施設の機能維持や性能向上を図るため、新技術を積極的に活用するなど様々な工夫を凝らし、適切な維持管理を行います。

④民間ノウハウの活用と町民との協働

- ・職員による日常パトロールに加え、町民や各種団体による施設の異常や不具合を通報できる体制の整備や道路等の清掃活動を行う制度を設けることにより、町民との協働を推進します。
- ・道路については、今後も「クリーンアップ川北」等の活動を実施し、町民等と連携を図りながら効率的に清掃を行います。

第5章 個別施設計画等に基づく対策効果額 [2021 (令和3) 年度追加]

5-1 過去に行った対策の概要

(1) 個別施設計画等の策定状況

2016 (平成28) 年度以降に策定した施設の維持管理に関する計画は、以下のとおりとなっています。

施設分類	計画の名称	策定年度	計画期間
公共建築物	川北町公共施設等個別施設計画	2020年度	2021～2030年
学校施設	川北町学校施設長寿命化計画	2020年度	2021～2030年
町営住宅	川北町公営住宅等長寿命化計画 (改定版)	2020年度	2021～2030年
橋梁	川北町橋梁長寿命化修繕計画 (改定版)	2019年度	2020～2029年
農業集落排水	農業集落排水事業 川北町地区 最適整備構想	2016年度	2016～2055年

(2) 個別施設計画の方針を踏まえた事業計画

施設方針	主な内容
縮小建替	<p><サンハイム三反田 建替え事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川北町公営住宅等長寿命化計画 (改定版)」に基づき、サンハイム三反田を現在の80戸から40戸に規模を縮小して建替えします (2025 (令和7) 年度より入居開始予定)。 ・サンハイム三反田は老朽化が進んでいることや他の住棟に比べて住宅性能が低いことから、長寿命化に対応した大規模改修を図るより、将来需要を踏まえた縮小建替を行うほうがライフサイクルコストを削減できます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><建替え後のイメージ></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><現在></p> </div> </div> <p style="text-align: center;">出典：川北町公営住宅等長寿命化計画 (改定版)</p>

5-2 個別施設計画等の将来更新費

(1) 川北町公共施設等個別施設計画

川北町公共施設等個別施設計画では、公共建築物（学校施設と町営住宅を除く）を安全・安心で快適な施設として維持していくため、目標使用年数を80年に定めて長寿命化型の将来更新費を試算しています。長寿命化型の将来更新費は、更新（建替え）に係る費用や機能回復を目的とした中規模修繕と機能回復・機能向上を目的とした長寿命化改修を20年毎に行うこととします。なお、将来更新費の試算には令和6年度より供用開始される多目的広場管理棟の建設費及び供用開始から20年後に実施する長寿命化改修の費用を計上しています。

長寿命化型の将来更新費は、今後35年間（2021（令和3）～2055（令和37）年）で約83.5億円（約2.39億円/年）が必要と試算されます。従来型に比べて約30.7億円（約0.87億円/年）の削減が見込まれます。

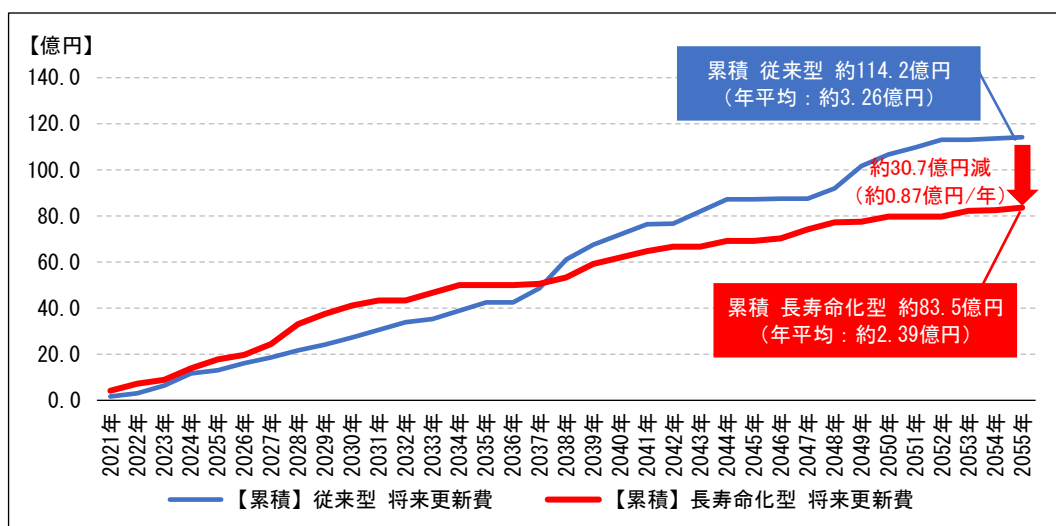


図5-2-1 長寿命化の考え方を反映した効果額（公共建築物）

※将来更新費の試算期間は、2016（平成28）年度試算の試算期間末と整合を図るため2021（令和3）～2055（令和37）年の35年間とします。

※従来型は目標使用年数を50年とし、更新（建替え）に係る費用と築25年目に中規模修繕に係る費用を試算しています。

(2) 川北町学校施設長寿命化計画

川北町学校施設長寿命化計画では、学校施設を安全・安心で快適な施設として維持していくため、目標耐用年数を80年に定めて長寿命化型の将来更新費を試算しています。長寿命化型の将来更新費は、更新（建替え）に係る費用や機能回復を目的とした中規模修繕と機能回復・機能向上を目的とした長寿命化改修を20年毎に行うこととします。

長寿命化型の将来更新費は、今後35年間（2021（令和3）～2055（令和37）年）で約48.5億円（約1.39億円/年）となり、従来型に比べて約3.8億円（約0.1億円/年）の削減が見込まれます。

しかしながら、長寿命化を実施した場合、2056（令和38）～2060（令和42）年に全て小学校が築80年を超過することから、2056（令和38）年以降は長寿命化型の将来更新費が従来型を上回ることが予想されます。このため、長寿命化を実施していくと同時に、更新に向けて適正な規模及び時期を慎重に検討していくことが必要と示されています。

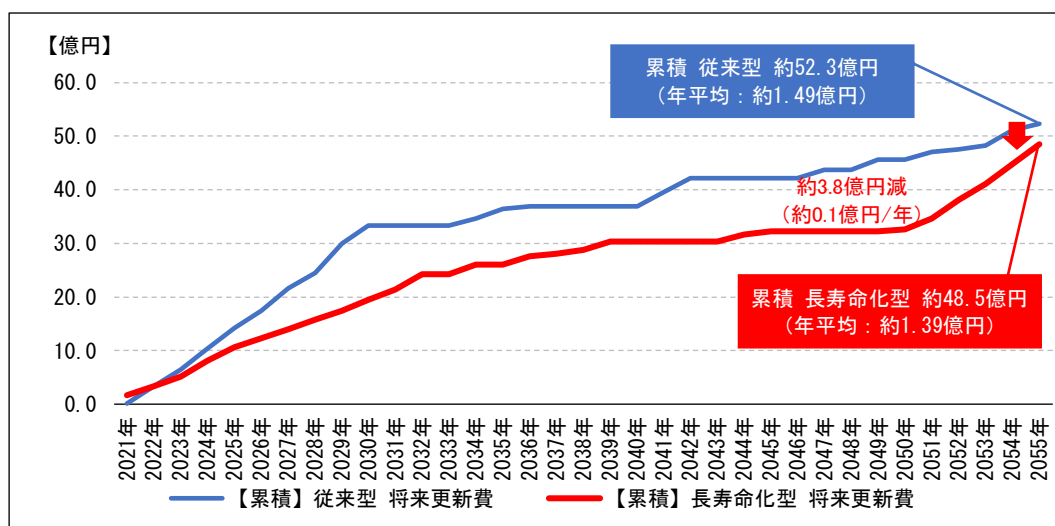


図5-2-2 長寿命化の考え方を反映した効果額 (学校施設)

※将来更新費の試算期間は、2016（平成28）年度試算の試算期間末と整合を図るため2021（令和3）～2055（令和37）年の35年間とします。

※従来型は目標使用年数を50年とし、更新（建替え）に係る費用と築25年目に中規模修繕に係る費用を試算しています。

(3) 川北町公営住宅等長寿命化計画 (改定版)

川北町公営住宅等長寿命化計画では、町営住宅の維持管理を行うため、需要予測より 2030 (令和 12) 年の目標管理戸数 160 戸に設定するとともに、住宅の性能や劣化状況を踏まえた効率的・効果的な改善事業を選定し、その縮減効果を試算しています。

サンハイム川北・橘・中島は、長寿命化に伴う改修を実施します。サンハイム三反田はその他の住宅に比べて住宅性能が低く、劣化が進行していることから、目標管理戸数に基づき規模縮小の更新 (建替え) を実施することで、将来更新費の縮減を図っています。

長寿命化型 (改修や効率的な建替え) の将来更新費は、今後 35 年間 (2021 (令和 3) ~2055 (令和 37) 年) で約 13.7 億円 (約 0.39 億円/年) となり、従来型に比べて約 14.3 億円 (約 0.4 億円/年) の削減が見込まれます。

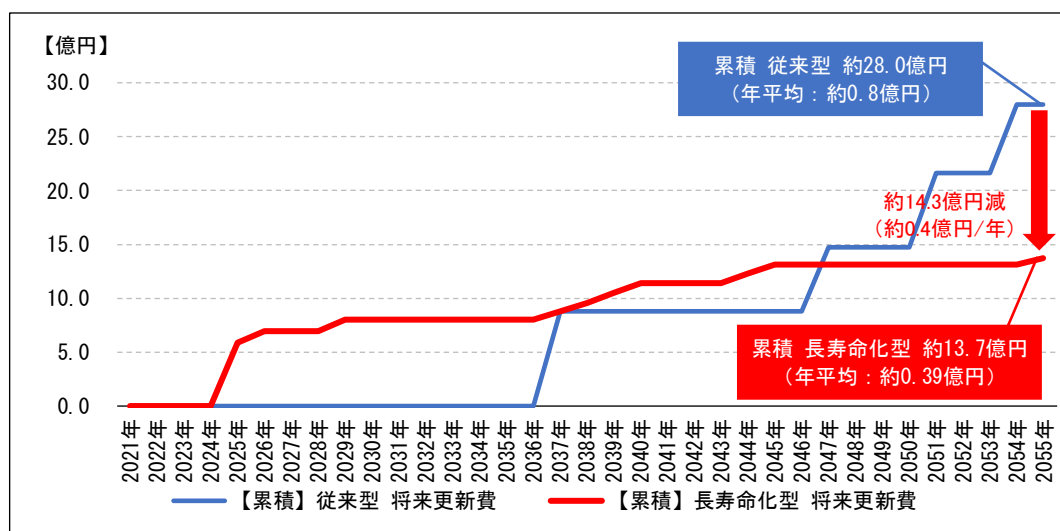


図 5-2-3 長寿命化の考え方を反映した効果額 (町営住宅)

※将来更新費の試算期間は、2016 (平成 28) 年度試算の試算期間末と整合を図るため 2021 (令和 3) ~2055 (令和 37) 年の 35 年間とします。

※従来型は目標使用年数を 50 年とし、「公営住宅等長寿命化策定指針 (2016 (平成 28) 年度)」を参考に更新 (建替え) のみを対象に試算しています。

(4) 川北町橋梁長寿命化計画 (改定版)

川北町橋梁長寿命化計画では、これまでの橋梁の損傷による劣化が進行してから補修する事後保全型の管理から、損傷が小さいうちから計画的に補修をする予防保全型の管理へ移行することで、橋梁の安全性・信頼性を確保し、将来更新費の縮減と予算の平準化を図っています。

長寿命化型の将来更新費は、今後35年間(2021(令和3)～2055(令和37)年)で約67.1億円(約1.9億円/年)となり、従来型に比べて約42.0億円(約1.2億円/年)の削減が見込まれます。

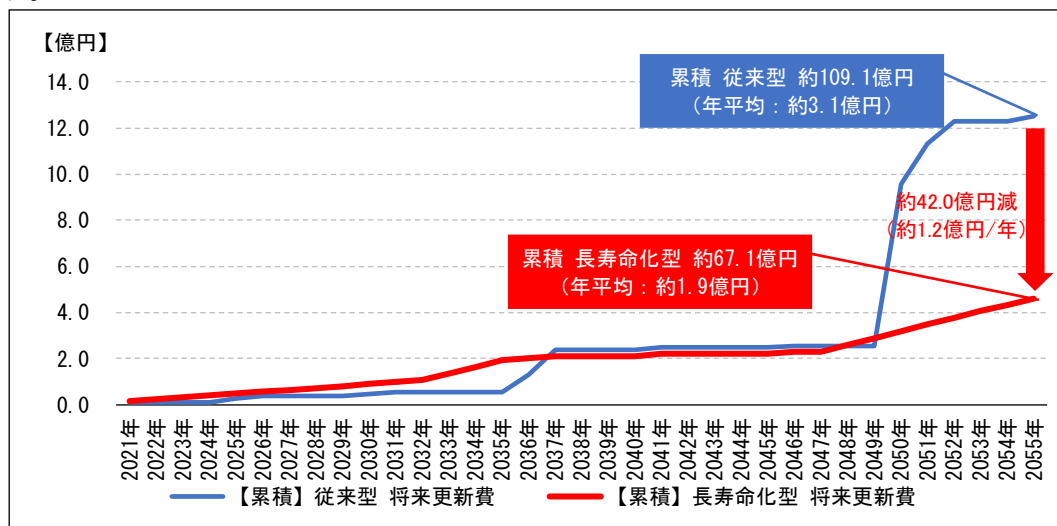


図5-2-4 長寿命化の考え方を反映した効果額 (橋梁)

(5) 農業集落排水事業 川北町地区 最適整備構想

川北町地区最適整備構想では、町が管理する農業集落排水施設を対象に施設機能の診断評価を実施し、この評価に基づく予防保全型の対策工法と対策費、対策時期を定めています。

予防保全型の対策工法を試算してみると、今後35年間(2021(令和3)～2055(令和37)年)で約10.9億円(約0.31億円/年)となっています。また、対策時期の平準化を図ることで、更新費の部分的な高騰を抑制することが示されています。

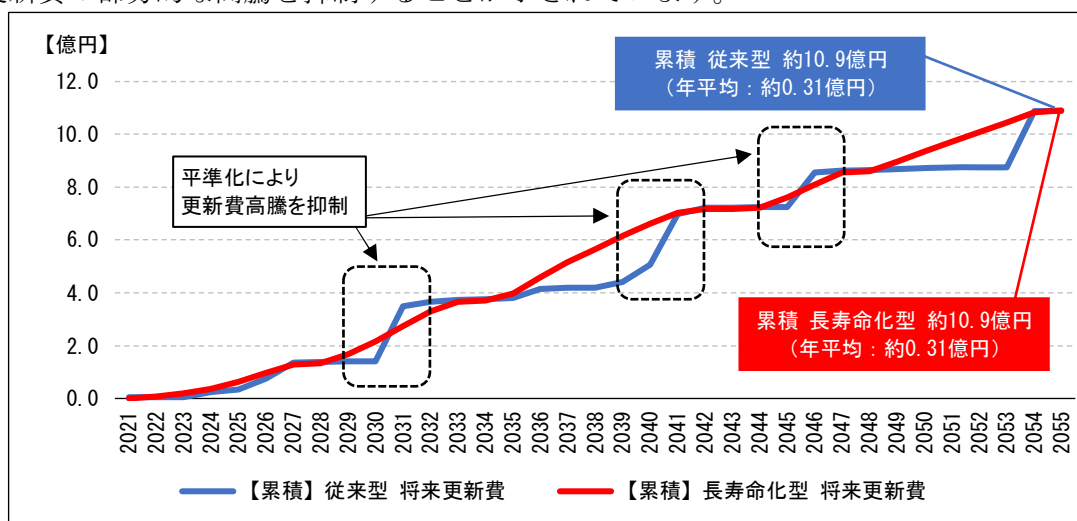


図5-2-5 長寿命化の考え方を反映した効果額 (農業集落排水)

5-3 公共施設全体の効果額

(1) 効果額の確認

これまでに策定した個別施設計画や長寿命化計画に示す長寿命化型の将来更新費（以降、「2021 (令和3) 年度試算額」という。）を整理すると、今後35年間（2021 (令和3) ~2055 (令和37) 年）で総額約357.4億円と試算され、年平均で約10.2億円が必要となる見込みです。

2021 (令和3) 年度試算と2016 (平成28) 年度に試算した将来更新費（P29参照）を比べると年平均で約3.5億円の削減が見込まれます。しかしながら、2016 (平成28) 年から2020 (令和2) 年の過去5年間の更新費用等（約4.6億円/年）の約2.2倍の費用が必要となることが見込まれます。

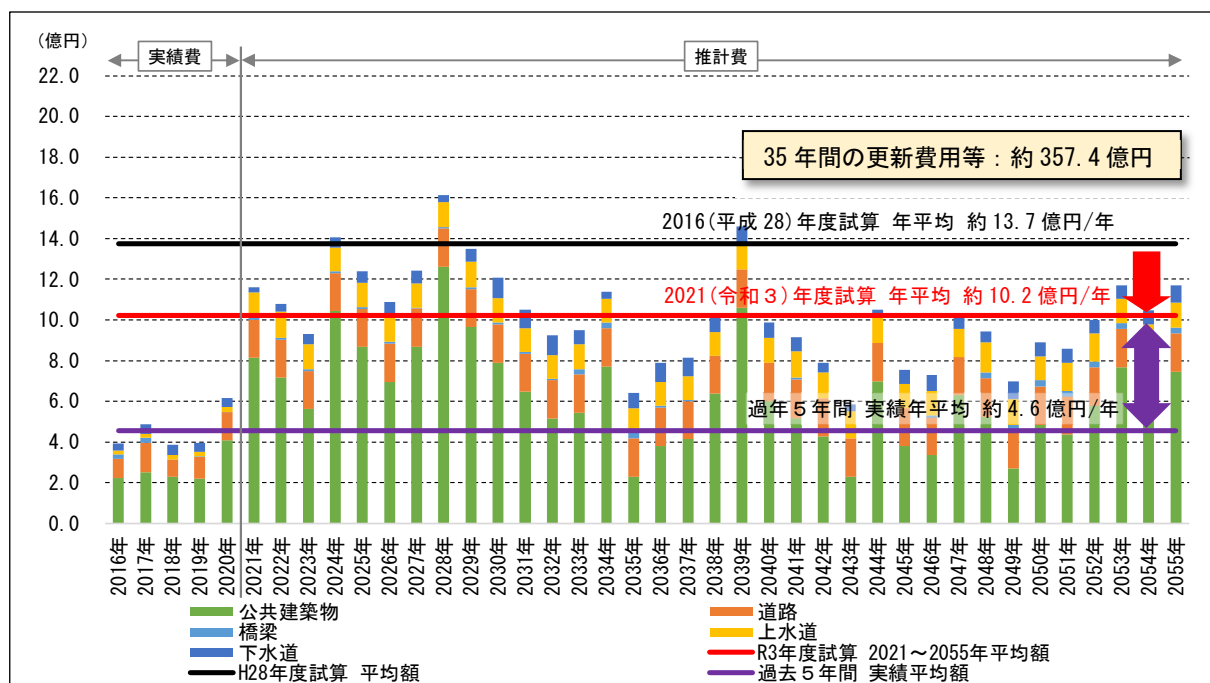


図5-3-1 長寿命化の考え方を反映した効果額（公共施設全体）

※全ての公共施設は2020 (令和2) 年度末の施設・整備数をもとに将来更新費を試算しています。また、道路、上水道、一部公共下水道は、個別施設計画（長寿命化計画）が未策定のため、2016 (平成28) 年度に試算した条件に基づき将来更新費を試算しています。

(2) 更なる取り組み

効果額の試算より、長寿命化を推進することで今後1年あたり約3.5年億円の削減が見込まれますが、過去5年間の更新費に対して今後約2.2倍の費用が必要と試算されています。

このため、引き続き公共施設全体の長寿命化を推進するとともに、有利な補助金や地方債等の活用を検討し、効率的な更新等を図ります。公共建築物については、施設総量の最適化を図るほか、更新費に充てる財源を拡大するなどの対応として、施設の運営費、光熱水費等の削減、適正な受益者負担の観点から使用料の有無や額の見直しを検討し、将来更新費の縮減や平準化を図ります。

- ・長寿命化を推進することで今後1年あたり約3.5年億円を削減可能
- ・過去5年間の更新費に対して、今後約2.2倍の費用が必要



<公共施設全体>

- ・長寿命化の推進
- ・有利な補助金や地方債等の活用を検討

<公共建築物>

- ・施設総量の最適化
- ・公共施設等の更新費に充てる財源の拡大
(施設の運営費、光熱水費の削減、使用料の見直し等)